

第2次

志布志市教育振興基本計画

後期基本計画

2025-2029

夢や希望を実現し、

ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと

伝統・文化のまちづくり



令和7年2月

志布志市教育委員会

はじめに

今から約1,350年の昔、大隅の地、高浜の庄に住む人々の志の厚さに感動された天智天皇が命名したといわれる「志布志」。

海あくまで青く、山野には緑したたり、健やかな市民の声が木霊（こだま）するまちとして、「志を高める教育」を推進するとともに、「きらり輝く三つ（煮しめ・つけあげ・にぎりめし）のおしえ」を基本理念に、学校、家庭、地域などで、磨けば光る宝石の原石である子供たちを育てていくこととしております。

これまで市教育委員会では、本市の実情に応じた教育振興の施策についての基本的な計画として、平成22年3月に志布志市教育振興基本計画前期基本計画、平成27年3月に志布志市教育振興基本計画後期基本計画、令和2年3月に第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画を策定し、これらの計画に基づき、総合的かつ計画的に各施策の推進を図ってきました。

世界規模の新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいべき事態は、我が国の教育の課題を浮き彫りにするとともに、学びの変容をもたらすきっかけになりました。少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模の課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、Society5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となります。

国は、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しました。

鹿児島県は、国の新たな教育振興基本計画の内容を参酌し、かごしま未来創造ビジョン（改訂版）や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえた上で、令和6年2月に第4期鹿児島県教育振興基本計画を策定しました。

このような中、第2次前期基本計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化への対応、これまでの成果と課題の検証、教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえつつ、国・県の新たな教育振興基本計画を参酌し、ここに第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、学校、家庭、地域、企業等との連携を図りながら、「確かな学びと豊かな育ち」を実現するために、計画の着実な推進に努めてまいります。

終わりに、この計画の策定に当たり貴重な御意見・御提言をいただきました「志布志市教育委員会外部評価委員会」及び「志布志市まちづくり委員会」の委員の皆様、市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和7年2月

志布志市教育委員会

<目 次>

はじめに

第1章 計画策定の趣旨及び基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本市の教育を取り巻く環境

- 1 これまでの取組の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 社会状況
 - (1) 人口減少や少子高齢化の進行・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) デジタル化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) グローバル化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4) 子供の貧困など社会経済的課題・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 地球規模での環境問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (6) 価値観やライフスタイルの多様化・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (7) 地域課題の多様化・複雑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (8) SDGsの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 本市の子供たちを取り巻く現状と課題
 - (1) 児童生徒数の減少と学校規模・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 学力の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (3) いじめ、不登校の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (4) 規範意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (5) 基本的生活習慣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (6) 特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (7) 幼児教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (8) キャリア教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (9) 健康教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (10) 安全・安心な教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (11) 家庭・地域の教育力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (12) 子供たちの文化活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第3章 10年後を見据えた志布志の教育の姿・・・・・・・・・・ 33

第4章 今後5年間に取り組む施策

- 1 本市教育の取組における視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 本市教育施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 3 具体的施策の展開
 - I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
 - (1) 豊かな心の育成
 - ア 道徳教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - イ 生徒指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
 - ウ 人権教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - エ 体験活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - オ 子供の読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
 - カ 文化芸術活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (2) 健やかな体の育成
 - ア 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
 - イ 体力・運動能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - ウ 健康教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ＜計画期間における数値目標＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
 - (1) 「確かな学力」の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - (2) 特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - (3) キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
 - (4) 幼児教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 - (5) 郷土教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

(6)	教育の情報化の推進	61
(7)	国際理解教育の充実	62
(8)	消費者教育の充実	63
(9)	主権者教育の充実	64
(10)	社会の変化に対応した教育の推進	
ア	環境教育	65
イ	福祉教育・ボランティア活動	66
<	計画期間における数値目標>	67
Ⅲ	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	
(1)	開かれた学校づくり	68
(2)	学校運営の充実	69
(3)	学校における働き方改革の推進	70
(4)	学びの多様化	71
(5)	小・中学校の在り方	73
(6)	へき地・小規模校教育の振興	75
(7)	教職員の資質向上	76
(8)	安全・安心な学校づくり	77
(9)	子育て世代の就学支援と「学びのセーフティネット」の充実	78
(10)	安全な学校給食の推進	79
<	計画期間における数値目標>	80
Ⅳ	家庭を中心として地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	
(1)	地域を支える次世代の人づくり	81
(2)	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	82
(3)	家庭教育支援の充実	83
<	計画期間における数値目標>	84
Ⅴ	生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
(1)	生涯学習環境の充実	85
(2)	生涯スポーツの推進	86
(3)	競技スポーツの推進	87
(4)	文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実	88
(5)	地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用	89
(6)	文化財の保存・活用	90
<	計画期間における数値目標>	91

第5章 重点プロジェクト

1	子供たちにとってのより良い学びの場プロジェクト	92
2	学力向上対策プロジェクト	93
3	学びの多様化プロジェクト	95
4	志布志東部地区古民家再生プロジェクト	96

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために

1	教育行政の着実な推進	97
2	学校・家庭・地域・企業等との連携・協働	97
3	関係機関・関係課との連携・協力	97
4	国・県との連携・協力	98
5	教育DXの推進	98
6	新たに検討が必要となる事項への対応	98
7	計画の進行管理	98

第1章 計画策定の趣旨及び基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

志布志市教育委員会は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成22年3月に志布志市教育振興基本計画（以下「第1次前期計画」という。）を策定しました。

第1次前期計画では、基本理念として「きらり輝く三つのおしえ」を身に付ける「『志』の教育」を掲げるとともに、10年後を見据えた志布志の教育の姿として「あしたをひらく心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」を基本目標に掲げ、当該計画を推進し、その取組の成果と課題を踏まえ、平成27年3月に志布志市教育振興基本計画後期基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策に取り組んできました。

令和2年3月に第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画を策定し、これまでの各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえ、引き続き、基本理念として「きらり輝く三つのおしえ」を身に付ける「『志』の教育」を掲げるとともに、基本目標に「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」を掲げ、施策を推進してきました。

国は、2040年（令和22年）以降の社会を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有しており、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画として、令和5年6月に「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」を総括的な基本方針として掲げる新たな教育振興基本計画を閣議決定しました。

鹿児島県は、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化し、これらへの対応が重要になってきた現状を踏まえ、令和4年3月に「かごしま未来創造ビジョン」を改訂するとともに、令和5年2月に第4期鹿児島県教育振興基本計画を策定しました。

本市では、平成29年3月に第2次志布志市総合振興計画を策定し、教育を含む10年間の基本構想や本市の目指すべき明確な将来の姿と5年間に取り組む施策をまとめ、新たなまちづくりの指針としています。

本市教育委員会では、国の新たな教育振興基本計画及び第4期鹿児島県教育振興基本計画を参酌し、第2次志布志市総合振興計画（後期基本計画）や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえ、第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画を策定します。

1 ウェルビーイング・・・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、教育基本法第17条第2項に定める、本市の実情に応じた教育振興の施策に関する基本的な計画として、国の新たな教育振興基本計画及び第4期鹿児島県教育振興基本計画を参酌し、第2次志布志市総合振興計画（後期基本計画）や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえ、10年後を見据えた志布志の教育の姿を示すとともに、その実現に向けて、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組むべき具体的な施策を体系化して示します。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化財などの教育委員会所管事項に関することなどです。

【各種計画期間と構成】

(年度)

各種計画の名称	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
教育振興基本計画（国）				第 3 期計画					第 4 期計画					
鹿児島県教育振興基本計画				第 3 期計画					第 4 期計画					
第 2 次市総合振興計画				基本構想										
				前期基本計画				後期基本計画						
第 2 次市教育振興基本計画				前期基本計画					後期基本計画					
市スポーツ振興計画				第 2 次計画					第 3 次計画					
市子ども読書活動推進計画				第 3 次計画					第 4 次計画					

第2章 本市の教育を取り巻く環境

1 これまでの取組の成果

第2次前期基本計画（令和2年度～令和6年度）では、「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」を基本目標として、5つの本市教育施策の方向性の下、26の施策を体系化し取り組んできました。

その間、学校における業務改善アクションプランの推進や部活動指導員の学校への派遣、GIGAスクール構想による児童生徒の1人1台端末や高速大容量通信環境の整備などの取組を進めてきたところです。

当該計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づく「教育委員会の事務の点検・評価」を活用し、毎年度、教育に関し学識経験を有する方々の意見を聞くなどして施策ごとに点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市ホームページで公表しています。

第2次前期基本計画期間における数値目標については、令和6年6月時点で評価可能な38の数値目標のうち、生徒指導に関するアンケート調査の実施（年5回以上）や奨学金返還金徴収率など15項目については、目標を達成しているものの、全国学力・学習状況調査における平均正答率や全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点など23項目については、目標を達成することができませんでした。

これらの取組の成果や課題、次に掲げる社会状況を踏まえて、第2次後期基本計画（令和7年度～令和11年度）を策定する必要があります。

第2次前期基本計画期間における数値目標達成状況

数値目標数	達成項目	達成率
38	15	39.5%

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

項 目	現 状	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	達成状況
1 道徳科の年間指導計画の作成率（小中）	小学校100% 中学校100% （令和元年度）			→ （継続）	小学校100% 中学校100%	100% 100%	達成
2 生徒指導に関するアンケート調査の実施（年5回以上）	小学校・中学校 100% （令和元年度）			→ （継続）	100%	100%	達成
3 不登校生の在籍率（小中）	小学校0.33% 中学校3.41% （令和元年度）		→	小0.25% 中2.6%	小学校1.63% 中学校5.66%	小0.2% 中2%以下	未達成
4 子ども専用携帯電話のフィルタリング設定率（小中）	小学校79.8% 中学校68.5% （令和元年度）	→	80%	→ 90%	小学校46.2% 中学校49.0%	100% 100%	未達成
5 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小中）	小学校77.7% 中学校69.4% （令和元年度）	→	→	85% 70%	小学校85% 中学校70%	90%以上 80%以上	未達成
6 栄養教諭が授業に参画している割合（小中）	小学校100% 中学校100% （令和元年度）			→ （継続）	小学校100% 中学校100%	100% 100%	達成
7 食に関する指導について児童生徒の成果指標を設定している学校の割合（小中）	小学校87% 中学校80% （令和元年度）	100% 100%	→	→	小学校89.0% 中学校84.0%	100% 100%	未達成
8 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（小5・中2）	小5男子 市:53.2全国:54.2 小5女子 市:55.0全国:55.9 中2男子 市:40.9全国:42.3 中2女子 市:49.4全国:50.6 （令和元年度）		→	全対象 学年で 全国平均 程度とする。	小5男子 市:51.8全国:52.5 小5女子 市:55.1全国:54.2 中2男子 市:40.9全国:41.3 中2女子 市:44.4全国:47.2	全対象 学年で 全国平均 を上回る。	未達成
9 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における1週間の総運動時間420分以上の割合（小5・中2）	小5男子 市:55.2全国:54.2 小5女子 市:20.3全国:30.7 中2男子 市:85.9全国:85.2 中2女子 市:52.4全国:62.7 （令和元年度）		→	全対象 学年で 全国平均 程度とする	小5男子 市:55.8全国:50.1 小5女子 市:34.3全国:27.4 中2男子 市:71.3全国:77.7 中2女子 市:60.0全国:57.2	全対象 学年で 全国平均 を上回る。	未達成
10 むし歯のない生徒の割合（中1）	51.1% （令和元年度）	→	→	70%	72.70%	90%	未達成
11 学校保健委員会に学校医等が参加する学校の割合	52.3% （令和元年度）	→	→	80%	28.50%	90%	未達成
12 歯肉に炎症所見を有する者の割合（中1）	8.0% （令和元年度）	→	→	4%	14.70%	2%	未達成
						達成率	25.0%

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

項 目		現 状			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	達成 状況
1	全国学力・学習状況調査における平均正答率	小 6	国語	全国比＋1.2 県 比－1.0		→	全国平均を上回る。	全国比－5.4 県 比－5.0	全国平均を上回る。	未達成
			算数	全国比－2.6 県 比－1.0				全国比－4.7 県 比－3.0		
		中 3	国語	全国比－7.8 県 比－5.0	→	県平均を上回る	全国比－5.1 県 比－5.0	全国平均を上回る。		
			数学	全国比－6.8 県 比－4.0			全国比－5.4 県 比－2.0			
			英語	全国比－8.0 県 比－5.0			全国比－10.1 県 比－6.0			
		現状は令和元年度								
2	鹿児島学習定着度調査における平均正答率	小 5	国算	県 比－3.2 県 比－0.8	→	全教科で県平均を上回る。	県 比－6.0 県 比－7.1	全教科で県平均を2ポイント以上上回る。	未達成	
			社理	県 比＋0.5 県 比－0.7			県 比－6.7 県 比－5.8			
		中 1	国数	県 比－2.6 県 比－5.8	→	全教科で県平均と同程度とする。	県 比－4.1 県 比－2.1	全教科で県平均を上回る。		
			社理	県 比－2.5 県 比－4.4			県 比－7.3 県 比－6.0			
			英	県 比－7.9 県 比－1.7			県 比－3.8 県 比－8.7			
		中 2	国数	県 比－8.4 県 比－9.4	県 比－6.2 県 比－8.0					
			社理	県 比－2.7 県 比－10.4	県 比－5.7 県 比－7.9					
現状は令和元年度										
3	研究授業を通じた組織的な校内研修の実施率（小中）	100% （令和元年度）					→	100%	100%	達成
4	対象児童のうち、小学校入学時に移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた割合	38% （令和元年度）			40%	50%	60%	80%	90%	未達成
5	対象児童のうち、中学校入学時に移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた割合	100% （令和元年度）					→	100%	100%	達成
6	幼児と児童との交流を実施している小学校の割合	100% （令和元年度）					→	100%	100%	達成
7	I C Tを活用して指導できる教員の割合	72% （令和元年度）					（継続）	99.0%	100%	未達成
8	体験的な環境学習の実施率（小中）	100% （令和元年度）					→	100%	100%	達成
9	福祉・ボランティアに関する体験活動の実施率（小中）	100% （令和元年度）					→	100%	100%	達成
10	A L Tを活用した授業の実施校数	100% （令和元年度）					→	100%	100%	達成
11	CEFR A1レベル（英検3級程度）相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合（中3）	13% （令和元年度）			30%	40%	50%	22.8%	60%	未達成
12	CEFR B2レベル（英検準1級程度）相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合（中3）	0% （令和元年度）					→ 1%	0%	2%	未達成
									達成率	50%

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

項 目		現 状	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	達成状況
1	自己評価、学校関係者評価の実施率及びその結果の公表	100% (令和元年度)		(継続)	→	100%	100%	達成
2	校種間連携による教科等の研修会の実施	100% (令和元年度)		(継続)	→	100%	100%	達成
3	屋内運動場等の照明器具などの落下防止対策実施率	100% (令和元年度)		(継続)	→ 100%	100%	100%	達成
4	避難訓練等を年3回以上実施している学校の割合	100% (令和元年度)		(継続)	→	100%	100%	達成
5	奨学金返還金徴収率	88% (平成30年度)	90%	→	95%	98%	98%	達成
							達成率	100%

Ⅳ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

項 目		現 状	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	達成状況
1	地域の行事に参加している児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査質問紙調査）	小学校 62.1% 中学校 52.7% (平成30年度)		小学校 72.2% 中学校 54.2%		小学校 51.6% 中学校 45.9%	小学校 72.2% 中学校 54.2%	未達成
2	家庭教育学級の参加率	86.9% (平成30年度)	88.5%	90.0%		84.6%	90.0%	未達成
3	社会教育研修へのPTA会員の参加率	73.6% (平成30年度)		75.0%		96.7%	75.0%	達成
							達成率	33.3%

Ⅴ 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

項 目		現 状	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	達成状況
1	生涯学習講座の受講者数	2,774人 (平成30年度)	3,000人			1,343人	3,000人	未達成
2	図書館の年間利用者数	99,842人 (平成30年度)	100,000人			65,291人	100,000人	未達成
3	文化会館ホール入場者数	27,233人 (平成30年度)	30,000人			27,033人	30,000人	未達成
4	指定文化財件数（国・県・市指定文化財）	107件 (平成30年度)	109件	111件	113件	112件	117件	未達成
5	文化財愛護活動を行っている市民の数	151人 (平成30年度)	155人	160人	165人	117人	175人	未達成
6	埋蔵文化財センターの年間利用者数	4,828人 (平成30年度)	5,000人	5,000人	5,000人	4,887人	5,000人	未達成
							達成率	0.0%

2 社会状況

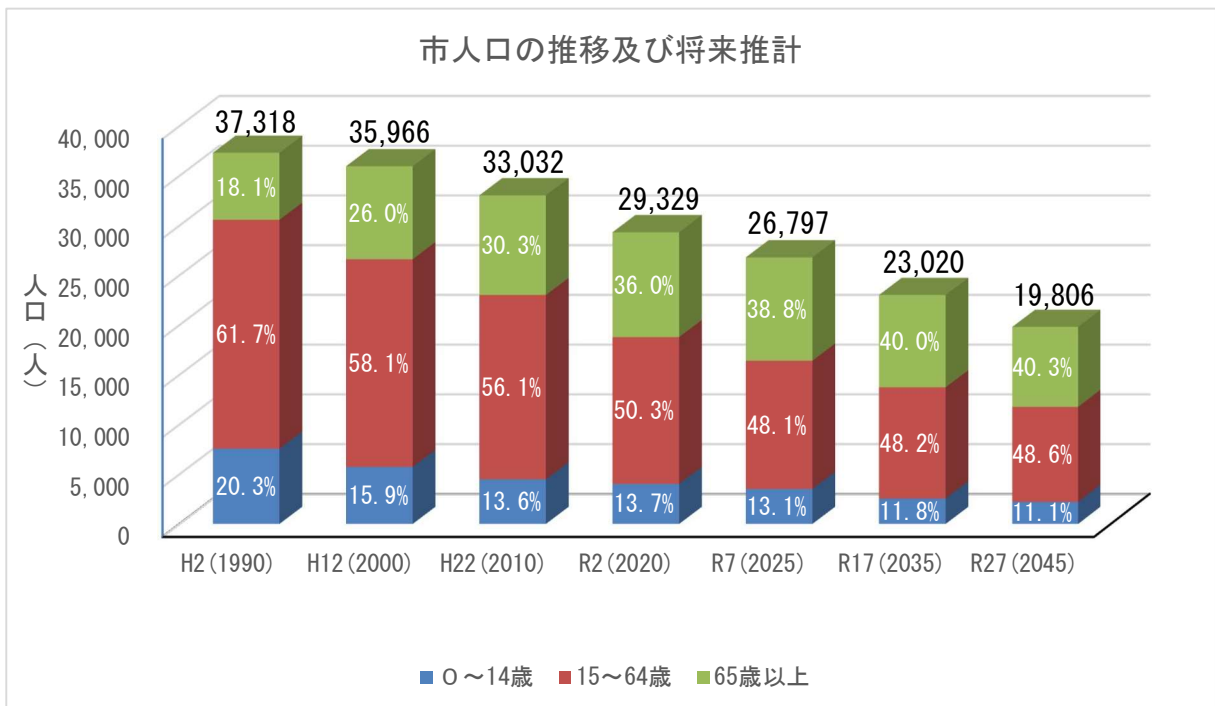
(1) 人口減少や少子高齢化の進行

本市の人口は、長期的な出生数の減少及び市外への転出者の影響により、平成2（1990）年の約37,000人から減少を続け、平成22（2010）年には約33,000人、令和2（2020）年には約30,000人となっています。今後、更に人口減少が続き、10年後の令和17（2035）年には約23,000人（▲6,000人）、20年後の令和27（2045）年には約21,000人（▲3,000人）になると予測されています。

令和2（2020）年に行われた国勢調査では、本市の14歳以下の人口は、約4,000人で、市人口の13.7%を占めていますが、20年後の令和27（2045）年には、約2,200人（▲1,800人）となり、市人口に占める割合も11.1%になると予測されています。

一方、65歳以上の人口の市人口に占める割合は、令和2（2020）年に36.0%と高齢化が進んでおり、20年後の令和27（2045）年には、40.3%になると予測されており、全国に比べ少子高齢化の影響は一段と大きいものになることが予測されます。

このような人口減少や少子高齢化の著しい進行により、地域コミュニティや地域産業の衰退などが懸念されることから、地域活力の維持・向上を図るため、定住促進や企業誘致などの地方創生の取組を推進しています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5年推計）

(2) デジタル化の進展

第4次産業革命ともいわれる人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言えるほど劇的に変わる「Society5.0」時代の到来が予測されています。

加えて、今後の我が国においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による労働力の不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT、AI、ロボットなどの活用は、経済社会水準維持のためにも不可欠になっていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらし、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）¹、メタバースの活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠です。

今の子供たちが活躍する頃の社会では、AIやロボット、IoTなどをはじめとする情報技術は生活の中で当たり前のものとして存在していると考えられ、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性が一層高まっていくこととなります。

一方で、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が急速に普及し、その利用も低年齢化する中、これらを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せずに犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態も生じています。

あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

1 デジタルトランスフォーメーション（DX）・・・デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること。

③ グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

世界経済は、保護主義の台頭、貿易上の紛争、特定の産品を特定国に依存するサプライチェーンにおける課題が明らかになっています。また、経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きも広がりつつあります。

アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うこととなると見られています。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国境を越えた地域間・企業間の競争は一層激化することが懸念され、人材の流動化、人材獲得競争や国内生産拠点の海外展開などに伴う国内産業の構造変化、海外需要の取り込みといった対応が求められるようになっていきます。

(4) 子供の貧困など社会経済的課題

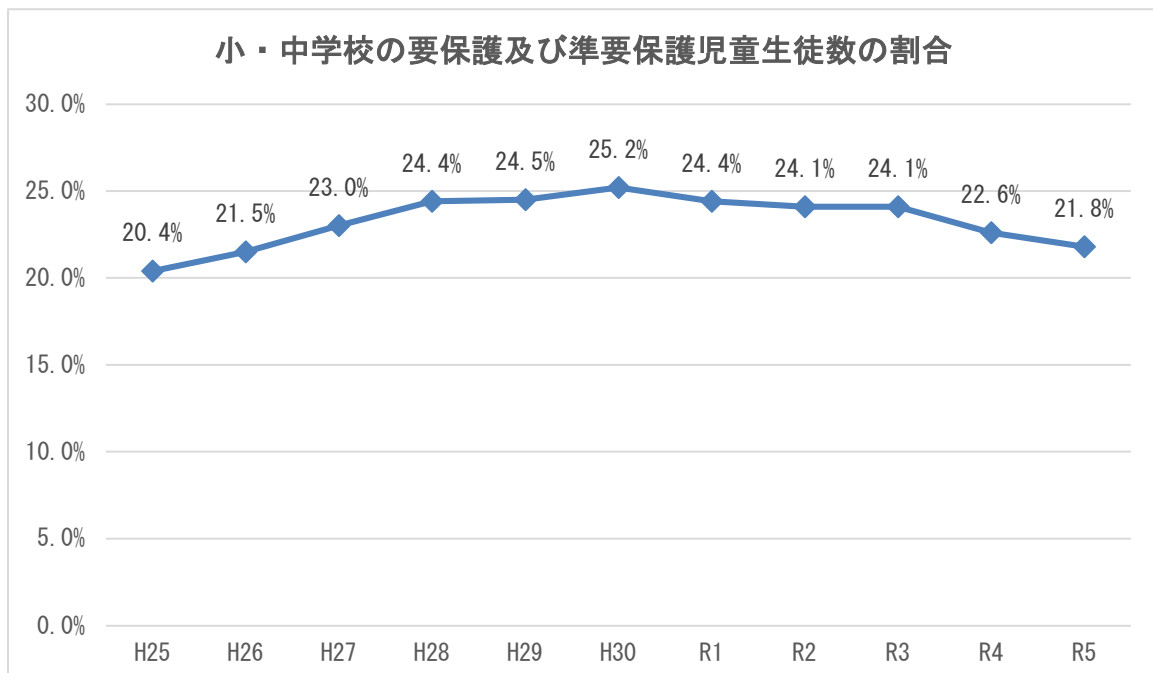
我が国の「子供の貧困率¹」は、令和4年は11.5%となっています。

子供の貧困は、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっています。

専門学校も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子供の学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることを指摘する研究もあります。

本市の小・中学校の要保護及び準要保護児童生徒数の状況は、平成25年から平成30年にかけて年々上昇していましたが、令和元年以降は、減少傾向にあります。

子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、令和12（2030）年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。



1 子供の貧困率・・・17歳以下の子供の全体に占める、等価可処分所得が中央値の1/2に満たない子供の割合

(5) 地球規模での環境問題

世界規模での人口の増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模の環境問題を引き起こしています。

中でも、気候変動問題は、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農作物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

このような気候変動の社会経済活動への影響が生じている中、平成27年のパリ協定をはじめ、温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な機運が急速に拡大し、令和2年10月、国は「2050年カーボンニュートラル¹」を宣言しました。脱炭素社会の実現を目指し、積極的に地球温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな経済成長につながるという発想により、経済と環境の好循環を作りだしていくことが重要です。

本市においては、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ²」を宣言するとともに、同年12月に世界144か国、12,500を超える自治体が誓約している「世界首長誓約」の誓約書に署名しました。地球温暖化対策を推進するため、令和5年3月に志布志市地球温暖化対策実行計画（R5～R12）を策定し、令和12（2030）年度までの温室効果ガスの排出量の削減目標や取組目標を定めています。

また、本市は廃棄物焼却施設を設置せず、廃棄物を可能な限り再利用することに取り組んでおり、その結果、令和3年度のリサイクル率は74.3%となり、全国の市レベルでは17年連続で日本一となっています。令和6年度から新たに市内全域で「使用済み紙おむつリサイクル³」に取り組むなど、再資源化の推進と最終処分場の延命化を図るため引き続きごみの減量化への取組を推進する必要があります。

生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、志布志市生物多様性地域戦略を策定するとともに、志布志市生物多様性センターを設置し、自然環境や生物多様性の状況調査や普及啓発に取り組むなど、生物の多様性を確保し、そのもたらす恵みを将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく必要があります。

学校においても、これらの地球環境問題に対応するため、環境負荷の軽減や環境・エネルギーについての教育の更なる推進が求められています。

-
- 1 カーボンニュートラル・・・二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
 - 2 ゼロカーボンシティ・・・脱炭素社会に向けて、2050年に二酸化炭素の実質排出量をゼロに取り組むことを公表した地方自治体
 - 3 使用済み紙おむつリサイクル・・・排出された紙おむつを様々な処理を行い、上質パルプを取り出し、再度紙おむつとしてリサイクルすること。紙おむつから紙おむつへの「水平リサイクル」の取組は、世界初。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど多様化しています。このような価値観の多様化、高齢化、女性の社会進出、ジェンダーレス等により、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、世代間の価値観の差の拡大や核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、家族、親族、地域、勤務先等の関係性が希薄化し、社会的孤立をはじめ様々な社会問題が指摘されています。

さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求める中で、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識が低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世代世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

持続可能な地域社会を形成するためには、子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

(7) 地域課題の多様化・複雑化

令和22（2040）年頃にかけて、人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラの増加や支え手・担い手の減少など、地域社会においては今後様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域の課題は多様化・複雑化していくことが想定されています。

さらに、従来からの課題に感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が対処すべき課題はより複合的なものになっています。

感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくなど、地域の魅力を高め、人をひきつける地域づくりに取り組むこと、そして、その地域が魅力をしっかりと発信していくことが重要となります。

地域社会においては、行政だけでなく、地域コミュニティ、NPO、企業等の多様な主体によって、地域に必要なサービスの提供や地域の課題解決に向けた取組を行うことが必要であり、これらの多様な主体の協働によるプラットフォームの構築が求められています。

行政においては、地域で住民が快適で安心して暮らしを営んでいくことができるようにし、技術やデータを活用して安全性や利便性を高める都市・地域のスマート社会化の実現に向けて積極的に挑戦を行っていくためにも、地域社会を支える多様な主体や他の市町村・県との連携といった、組織や地域の枠を超えた連携を進めることが重要となってきます。

本市においては、これまでもごみ処理や消防・救急など様々な分野において一部事務組合を設置するなどして、事務の共同処理を行っていますが、小規模の市町村を中心に事務の共同処理の仕組みなどを活用した地方公共団体間の広域連携による行政サービスの提供を一層進めていく必要があります。

各地域が地域の将来について、特色や状況を十分に把握し、最も適した取組の方向性を模索することが必要となります。また、隣接する地域との積極的な連携を図ることにより、それぞれの地域が抱える弱点を補完し合い、強みの相乗効果を発揮することも重要となります。

(8) SDGs の推進

平成27（2015）年に国際連合において、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されました。この中には、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsには、2030年を期限とする包括的な17のゴールと細分化した169のターゲットが設定されており、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

国の実施指針においては、「国内実施、国際協力の両面において、世界を誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、令和12（2030）年までに、国内外においてSDGsを達成することを目指す。」とされています。地方自治体に対しては、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たりSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府庁省の施策等も通じて、関係する多様な主体（ステークホルダー）との連携の強化を図るなど、SDGs達成に向けた取組を促進することを求めています。

本市においても、第2次志布志市総合振興計画の推進を基本に、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら各施策や事務事業を実施することで、全庁的にSDGs達成に寄与する取組を推進します。



3 本市の子供たちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の減少と学校規模

本市の令和6年4月現在の学校及び児童生徒数の状況は、小学校16校、児童数1,613人、中学校5校、生徒数815人で年々減少を続けており、今後も更なる減少が見込まれています。中でも農村部にある小・中学校においては児童生徒数の減少が著しく、平成23年4月には八野小学校が、平成27年4月には四浦小学校が閉校となりました。また、平成23年12月に策定した市学校再編基本計画に基づき、平成26年4月に田之浦中学校及び出水中学校を志布志中学校へ編入統合しました。

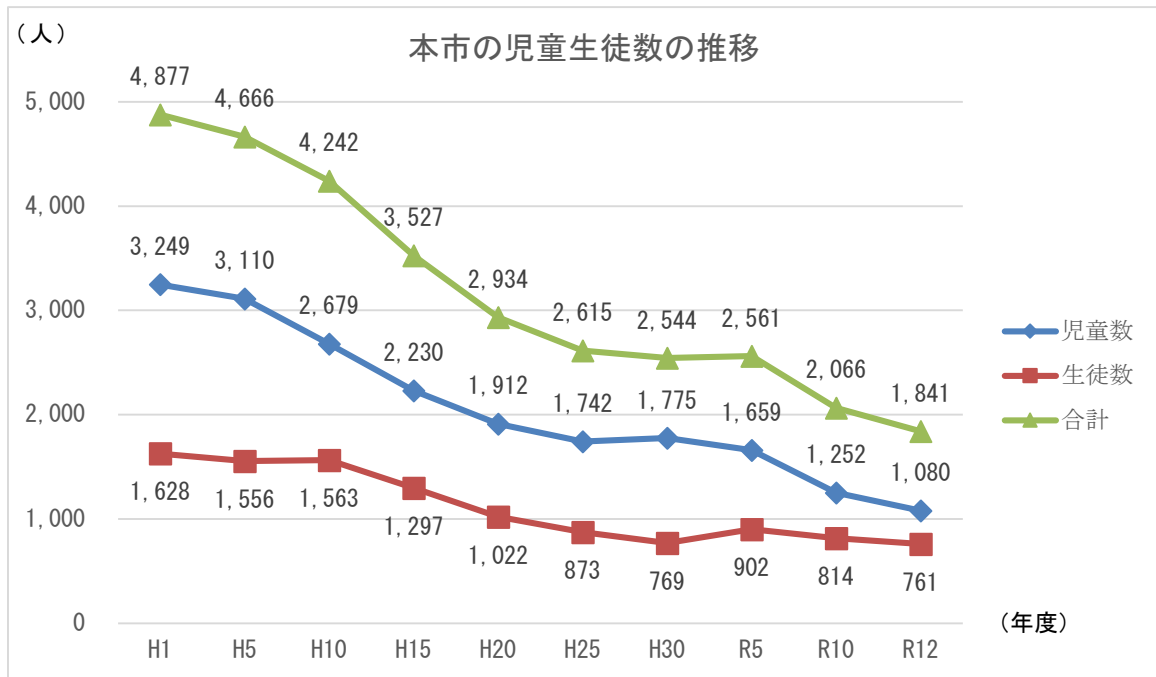
国においては、一学校当たりの学級数は12学級以上18学級以下が基準とされていますが、本市の小・中学校21校のうち、この基準を満たしている学校はなく、全て小規模の学校となっているのが現状です。

さらに、今後6年間で児童数が約600人減少することが予想されています。

小規模校では、一人一人の状況が把握しやすく、きめ細やかな指導ができるなどの利点があるものの、社会性の涵養、多様な考えに触れる機会が少ない、クラス替えができない、切磋琢磨する教育活動ができない、教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるとの指摘もなされています。

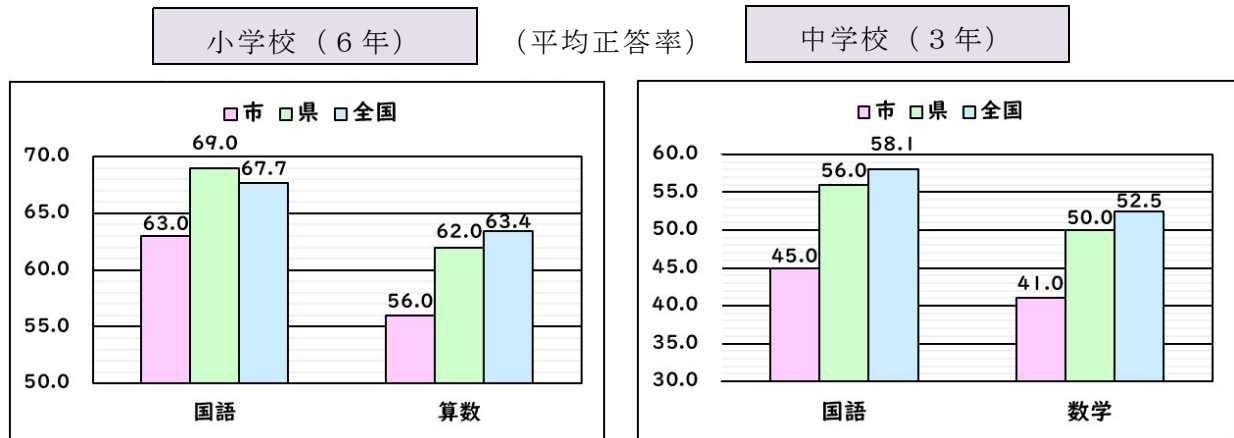
一方で、小規模校3校においては、少人数指導によるきめ細やかな教育や特色のある教育活動を生かし、小規模校入学特別認可制度を活用し、学校や地域の活性化を図っています。

過疎化・少子高齢化が進行する本市にあっては、学校が地域のコミュニティの核として、防災や地域交流の場など多様な機能も併せ持っていることから、市立小中学校の在り方の検討は、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、当事者である保護者の意見や地域の実情に応じて、市民の理解と協力を得ながら進める必要があります。



(2) 学力の実態

本市の児童生徒の学力については、令和6年に実施された全国学力・学習状況調査において、小学校6年生、中学校3年生ともに平均通過率は、全国との差が縮まっていない結果となりました。特に、小・中学校ともに、自分の考えに理由を添えて記述したり、説明したりする問題は、正答率が低い傾向にあります。



しかし、「児童生徒質問紙における自己実現」に関する項目や「学びに向かう力、人間性等（メタ認知）」に関する項目では、小・中学生ともに県や全国より肯定的回答が高くなっています。

Q 将来の夢や目標を持っていますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	89.7%	86.5%	82.4%
中学校	69.0%	69.2%	66.3%

Q 授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	87.2%	85.9%	83.7%
中学校	82.5%	80.4%	79.0%

児童生徒の学力向上には、「主体的・対話的で深い学び」が求められています。そのためには、教職員の指導力の向上が必要であり、様々な施策を通じて、教職員が教え込む授業から、児童生徒が自ら考え、自ら学ぶ「学習者主体の授業」への転換などに取り組んでいるところです。

今後も、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けることができるようにすることに加え、主体的に学習に取り組む態度を育成することが必要です。また、基礎学力の定着を図るためには家庭での学習が不可欠なことから、小学校60分、中学校90分を目安として一定の学習時間を確保する「家庭学習60・90運動」を展開しています。しかし、全国学力・学習状況調査の結果では、家庭学習の時間が県や全国よりも少なく、家庭でテレビや動画を見たり、ゲームやSNSをしったりしている児童生徒が多いことが課題となっています。

児童生徒の学習意欲を高めながら、学校と家庭が連携して学力の向上に努めていく必要があります。

Q 学校の授業以外に普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしていますか。（学習塾や家庭教師等の時間、インターネットを活用しての時間も含む、1時間以上と回答した割合）

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	53.1%	58.1%	54.6%
中学校	61.7%	62.5%	64.3%

③ いじめ、不登校の状況

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。

令和5年度問題行動・不登校等調査（以下「R5不登校等調査」という。）によると、全国の小・中・高校及び特別支援学校で認知されたいじめの件数は約73万件に達し、過去最多を記録しました。特に、重大事態とされるいじめの件数も増加し、1,306件と過去最多を記録しました。いじめの形態は、冷やかし、からかい、悪口など言葉の暴力や、ぶつかる、たたく、蹴るなど身体的な暴力、集団による無視、ネット上でのいじめなど多岐にわたります。

また、R5不登校等調査によると、不登校の児童生徒の数は約34万人に達し、これも過去最多となっています。不登校の要因としては、学業や将来に対する不安、家庭環境の問題、友人関係のトラブルなどが挙げられます。

本市におけるいじめについては、R5不登校等調査によると、いじめの認知件数は371件となっており、増加傾向にあります。

また、いじめの重大事態に極めて近いいじめが認知され、市いじめ問題専門委員会において審議を重ね、様々な対応を行ったことで登校等ができるようになった事例が3件となっており、引き続き経過観察を続けています。

いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題と捉え、今後とも全ての学校が家庭や地域との積極的な連携を強め、「1件でも多く発見し、それらを解消する。」という基本認識の下、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

併せて、学校においては、家庭や地域と連携して、魅力ある学校づくりに取り組み、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められます。

本市の不登校児童生徒については、R5不登校等調査によると74人となっており、前年に比べて増加しており、特に中学生の不登校率が高くなっています。

不登校の要因は多岐にわたりますが、主なものとして、学業や将来に対する不安、学校生活への適応困難などの無気力、親子関係の問題や家庭内のストレス、生活リズムの乱れ、いじめを含む友人関係のトラブルが挙げられます。

本市では、不登校児童生徒に対しては、一人一人の状況に応じた個別支援計画を基に、家庭や市教育委員会、関係機関等と連携した継続的な支援を行う必要があります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、市教育支援センター（学びの多様化教室 松風）、校内のスペシャルルーム、フリースクール等の民間機関、自宅でのICTを活用した学習などを利用し、不登校児童生徒の学びの機会を確保した上で、社会的自立を支援しています。

不登校問題の解決を図るには、学校、家庭及び地域社会が一体となって取り組むことが重要です。本市では、引き続き多様な学びの場等を提供し、児童生徒が安心して学べる環境を整えることを目指しています。

3 本市の子供たちを取り巻く現状と課題

自殺については、R 5 不登校等調査によると、本市の自殺した児童生徒数は0人となっていますが、「SOSの出し方に関する教育」等の自殺予防教育の充実を継続させていくことが求められています。

スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、ネット依存やSNSの利用によるトラブルなどの課題について、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラル教育を徹底するなどの対応が必要です。

いじめの認知件数の比較

(単位：人)

区 分	志布志市（公立）			鹿児島県（公立）			全国（公立）		
	R 4	R 5	前年比較	R 4	R 5	前年比較	R 4	R 5	前年比較
小学校	163 (93.6)	286 (174.9)	+123	7,531 (86.5)	7,527	-4	551,944 (89.1)	588,930 (96.5)	+36,986
中学校	54 (64.9)	82 (99.0)	+28	2,932 (67.6)	2,887	-45	111,404 (34.3)	122,703 (38.1)	+11,299

※（ ）は1,000人当たりのいじめの認知件数（認知件数÷在籍児童生徒数×1,000）

資料：鹿児島県教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について」

不登校児童生徒数の比較

(単位：人)

区 分	志布志市（公立）			鹿児島県（公立）			全国（公立）		
	R 4	R 5	前年比較	R 4	R 5	前年比較	R 4	R 5	前年比較
小学校	27 (15.5)	27 (16.3)	0	1,240 (14.2)	1,621 (18.7)	+381	105,112 (17.0)	130,370 (21.4)	+25,258
中学校	52 (62.5)	47 (56.8)	-5	2,503 (57.7)	3,031 (66.1)	+528	193,936 (59.8)	216,112 (67.1)	+22,176

※（ ）は1,000人当たりの不登校児童生徒数（不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×1,000）

資料：鹿児島県教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について」

(4) 規範意識

子供たちに関わる規範やルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与することは、身近な課題を対話しながら自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があると考えられています。

教育基本法の教育目標には「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」が明記されています。また、学校教育法においても、義務教育の目標として「自主、自立及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」が明記されています。

令和6年度の全国学力・学習状況調査では、「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。」、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」という質問に肯定的回答した本市の児童生徒は、小学生は県平均及び全国平均に比べて高い結果でしたが、中学生は県平均及び全国平均に比べて低い結果となっています。

Q あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	89.4%	84.8%	84.2%
中学校	83.0%	84.7%	86.3%

Q 人の役に立つ人間になりたいと思いますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	96.8%	96.2%	95.9%
中学校	94.1%	95.8%	95.2%

規範意識が多様化する中で、今後も子供たちが公共の精神に基づいた豊かな人間性を育むために、幼児期から全教育活動を通じて、子供が自己決定する機会の設定や規範意識の涵養を図ること、地域ぐるみによる家庭の教育力向上の取組が一層推進されるよう、社会的気運を醸成しながら支援していく必要があります。

(5) 基本的な生活習慣

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、このような基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

令和6年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙では、「朝食を毎日食べる」、「毎日同じくらいの時刻に起きる」の項目において、小・中学生ともに県や全国より肯定的回答が高くなっており、規則正しく、健康的な生活を送ろうとする児童生徒と家庭の意識が高い傾向にあることがうかがえます。

Q 朝食を毎日食べていますか。(食べている・どちらかと言えば食べているの合計)

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	94.3%	94.7%	93.7%
中学校	91.1%	92.9%	91.2%

Q 毎日、同じくらいの時刻に起きていますか。(起きている・どちらかと言えば起きているの合計)

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	92.6%	91.7%	91.6%
中学校	94.9%	94.3%	92.5%

食生活や子供の生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等、精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

これら基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすのではなく、社会全体の問題として地域が一体となり、子供の健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上、健康の保持増進を図るための取組を推進する必要があります。

子供たちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習60・90運動」、「早寝早起き朝ごはん」等の取組を通じて適切な生活習慣を確立することが必要です。

さらに、スマートフォン（携帯電話を含む。）については、令和5年度「インターネット利用等に関する調査」の結果によると、小学生の24.9%、中学生の67.9%が所有しています。今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭、地域、警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

Q あなたは、自分専用のスマートフォン（携帯電話を含む。）を持っていますか。

【小学校】

	R 5		R 4
持っている	363人	24.9%	22.1%
持っていない	848人	58.1%	77.9%

【中学校】

	R 5		R 4
持っている	444人	67.9%	71.7%
持っていない	171人	26.1%	22.3%

(6) 特別支援教育

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われること、障害者差別解消法や医療的ケア児支援法等の改正・成立等も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要です。また、インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえ、我が国では、就学先を決定する仕組みに関する制度の改正とともに、小・中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含む通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の多様な学びの場における指導や支援が行われています。

また、障がいのある子供たちの学びの場の選択や柔軟な見直し、特別支援学校の教育課程と幼稚園・小・中・高等学校等の教育課程との連続性の重視、高等学校における通級による指導の制度化など、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を行ってきています。

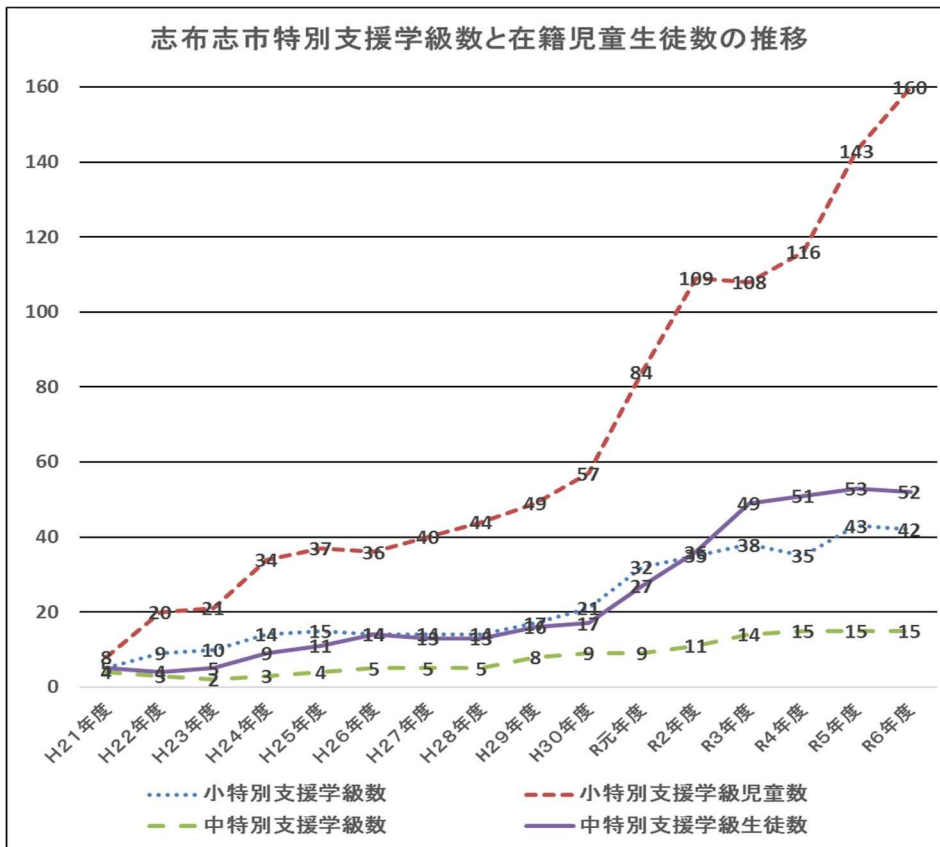
本市においても、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教職員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目ない支援の推進などに取り組んでいます。また、少子化による学齢期の児童生徒数が減少しているにもかかわらず、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障がいのある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等に伴い、特別支援学級に在籍する児童生徒の数が増加しています。

このような特別支援教育を巡る全国的な状況の変化や本市の現状を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、広域的に特別支援教育体制を更に進展させていくために、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。また、就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など、障がいのある子供の学びの場の整備、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上、1人1台端末等のICT技術の活用、関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備等を進めることにより、全ての子供たちが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付ける必要があります。

また、令和10年4月、本市に県立特別支援学校が設置されることに伴い、県教育委員会をはじめ、関係者と協議を行いながら、隣接する私立のこども園や市立の小中一貫校の児童生徒同士が日常的な交流を行うだけでなく、地域とのつながりを重視したインクルーシブな教育が展開できる環境の整備を行います。

志布志市 特別支援学級数と児童生徒数の推移

年度	小学校		中学校	
	学級数	児童数	学級数	生徒数
H21年度	5	8	4	5
H22年度	9	20	3	4
H23年度	10	21	2	5
H24年度	14	34	3	9
H25年度	15	37	4	11
H26年度	14	36	5	14
H27年度	14	40	5	13
H28年度	14	44	5	13
H29年度	17	49	8	16
H30年度	21	57	9	17
R元年度	32	84	9	27
R2年度	35	109	11	36
R3年度	38	108	14	49
R4年度	35	116	15	51
R5年度	43	143	15	53
R6年度	42	160	15	52



(7) 幼児教育

幼児期は、子供が基本的な生活習慣や生活能力、道徳性や規範意識等を身に付けるとともに、自立心や人に対する思いやり、豊かな情操の基礎を培う等生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

しかしながら、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が十分に身に付いていないという課題が指摘されています。

また、世帯構造や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子供のよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

これらを踏まえ、本市においても、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育及び保育が、全ての園において実践されるような取組を行うとともに、保育教諭及び保育士に対する研修の充実及び資質の向上を図る必要があります。

併せて、教育委員会とこども子育て課等の関係部署や関係機関が連携し、子育てが地域で安心してできるよう、気軽に相談できる環境を整えるなど、市全体で子育てを支援し、子育てをしている保護者を支えていく仕組みづくりや研修の場づくりを工夫する必要があります。

また、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研修の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図るとともに、園児と児童の交流の機会を設け、連携を図ることが重要です。特に5歳児が小学校就学に向けて、自信や期待を高めて、極端な不安を感じないように、就学前の園児が小学校の活動に参加するなどの交流活動も行う必要があります。

さらに、障がいのある園児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働していく態度を育む取組を推進する必要があります。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 健康な心と体
- 2 自立心
- 3 協同性
- 4 道徳性・規範意識の芽生え
- 5 社会生活との関わり
- 6 思考力の芽生え
- 7 自然との関わり・生命尊重
- 8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- 9 言葉による伝え合い
- 10 豊かな感性と表現

(8) キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変更の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、子供たちが「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを理解した上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

令和6年度の全国学力・学習状況調査では、「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思いますか。」という質問に肯定的な回答をした本市の児童生徒は、小・中学生共に県平均及び全国平均に比べて高い結果となっています。また、「将来の夢や目標を持っていますか。」という質問に肯定的な回答をした本市の児童生徒は、小学生は県平均及び全国平均に比べて高い結果でしたが、中学生は県平均と同等程度であり、全国平均よりは高い結果となっています。

Q 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思いますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	85.4%	85.0%	83.5%
中学校	80.9%	78.3%	76.1%

Q 将来の夢や目標を持っていますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	89.7%	86.5%	82.4%
中学校	69.0%	69.2%	66.3%

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では夢や希望を持ち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では様々な職業があることを理解し、自らの適性について考えさせることなど、発達段階に応じたキャリア教育の充実が必要です。

(9) 健康教育

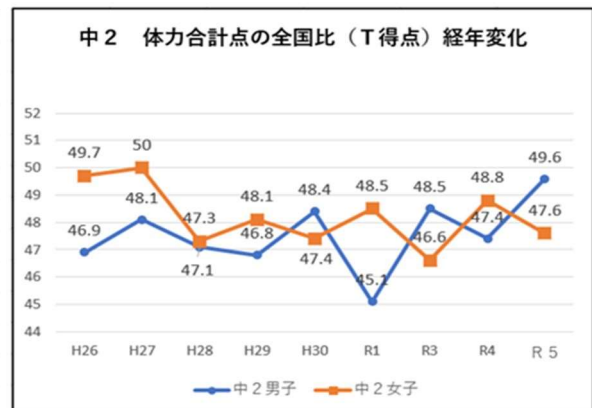
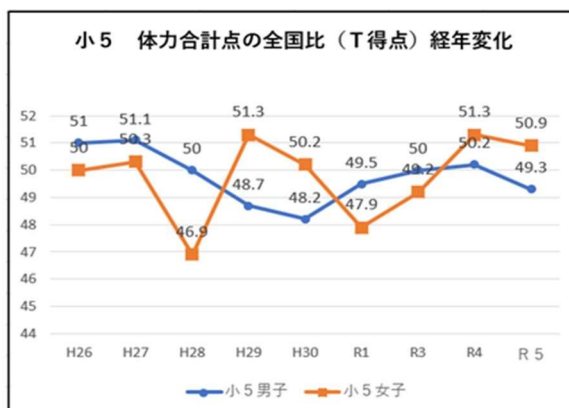
近年の生活様式や生活環境の著しい変化は、児童生徒の心身に様々な影響を及ぼしており、生活習慣や食習慣の乱れ、う歯（むし歯）、視力低下、体力低下、運動する機会の減少等、児童生徒の現代的健康課題は、多様化・複雑化の傾向にあります。このような状況の中、健やかな体の育成やスポーツを通じた豊かな心身の育成を図るためには、学校保健、学校給食・食育の充実、学校体育の充実等、学校における健康教育の充実を図ることが重要です。

食育については、知・徳・体の基盤を成すものであり、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を習得し、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るためには、栄養教諭を中核とした学校における「食に関する指導」の充実を図ることが重要です。今後も引き続き、栄養教諭が参画する「食に関する指導」の充実を図るとともに、担任等との連携や児童生徒の実態に応じた個別指導の推進を図りながら、各学校における成果指標を踏まえた学校全体での組織的な食育を推進する必要があります。

【令和6年度達成】

栄養教諭が授業に参画している割合：100%（小）、100%（中）

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素であることから、児童生徒の体力向上を図ることは大変重要なことです。体力向上については、引き続き、体育の授業を中核とし、運動への興味・関心を一層高めるために、児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会をつくる必要があります。



(10) 安全・安心な教育環境の整備

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒及び教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。

また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生も後を絶たない状況です。スクールガード、防犯ボランティア等の研修会の充実を図り、県内の事件・事故等の状況や見守り活動の在り方について周知し、地域ぐるみによる安全確保に更に努めていく必要があります。

学校や通学路では、登下校中の交通事故や地震・風水害等の自然災害、学校内外での不審者による事故など様々な事案が発生しています。各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進できるよう、防災・防犯・交通安全教室において教職員向けの研修の充実を図っていく必要があります。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全・安心を確保することが極めて重要です。令和6年度において、建物構造体の耐震化率、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策など非構造部材の耐震化率は100%となりましたが、施設の老朽化が課題となっており、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を図っていく必要があります。

【防犯を含む生活安全について】

- 1 危険の発見や予測のための意識的・積極的な安全点検の実施、複数体制での安全点検を実施する。
- 2 「登下校防犯プラン」に基づいた地域ぐるみによる安全確保体制の一層の強化
 - (1) スクールガード・リーダー等との連携を図る。
 - ・ 年度始めに児童生徒との対面紹介の場を工夫する。
 - ・ 学校だより等で保護者等に紹介する。
 - (2) 関係機関等との連携を図る。
 - ・ 「子ども110番の家」（志布志警察署から依頼されている）を確認し、年度始めの挨拶や依頼を必ず行うとともに、児童生徒・保護者へ周知徹底する。
 - (3) 安全に関する校内研修を計画的に行う。
 - ・ 事件・事故災害発生時の適切かつ迅速な対応のための校内安全体制（緊急連絡体制）を全教職員が共通理解する。
 - (4) 心肺蘇生法（AED 使用法）及び熱中症予防の教職員研修を実施する。
 - ・ 児童生徒は授業等、保護者はPTA等で研修の機会を設ける。（講師活用）
- 3 交通安全について
 - (1) 臨場感、必要感のある交通安全教室の実施（志布志警察署等への依頼）
 - ・ 遮蔽物の陰から車が出没する場面を想定した模擬道路を準備するなどの工夫を加える。
 - (2) 児童生徒の危機予測・回避の能力を高める授業を実施する。
 - (3) 学校、地域、関係機関等の連携を図る。
 - ・ 年度始めに学校、地域、関係機関等が連携した通学路点検を実施し、危険箇所

情報を共有するとともに、具体的安全策を検討する（防犯の観点を含む。）。
作成した安全マップ等は、近隣学校と共有する。

- (4) 自転車利用児童生徒に対する安全指導の徹底を図る。

(11) 家庭・地域の教育力

家庭教育の中で、保護者の役割はとても大切であり、子供の成長に大きな影響を与えます。役割として大切な点は、次のとおりです。（『志アップ子育て手帳』から抜粋）

- 1 **積極的な関わり**：子供の学習や活動に積極的に関わりましょう。その成果を認め、ときには困難を乗り越えるための援助やアドバイスを提供することも重要です。
- 2 **安全で愛情深い環境**：子供が安心して自分自身を表現できる環境を作ります。ミスを恐れずに新しいことを試み、学習を通じて成長するための「安全な場」を提供します。
- 3 **傾聴と対話**：子供たちが自分たちの考えや感情を自由に話せるように、傾聴を心掛けてください。また、対話を通じて理解や尊重の意識を育て、子供自身の意見形成や意思決定のプロセスをサポートします。
- 4 **自己主導的な学習の推進**：子供が自分自身で問題を解決したり、新しいスキルを学んだりする機会を作れるように、ガイドや進行役としての役割を果たします。
- 5 **モデルとしての役割**：模範となる行動を示すことで、子供の価値観や行動基準を形成する手助けをします。自己教育やコミュニケーションスキル、問題解決能力を通じて、子供に対してそれらのスキルを身に付けさせる手本を提供します。
- 6 **読書の奨励**：早い段階から子供に読書の習慣を持たせることは、言語能力や理解力、想像力を養う上で非常に有効です。

以上のようなサポートを通じて、親は子供を成長させ、学習する喜びを感じさせる手助けをすることができます。

児童生徒の健全育成に、地域が果たす役割として特に大切な点は、次のとおりです。

- 1 様々な価値観との出会い
- 2 教育支援の場としての地域
- 3 地域の文化を伝える役割

地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会）との一体化

子供たちは、地域の大人たちから様々な価値観や知識を学びます。家庭以外で生活を共有することで、多角的な視点や考え方に触れることができ、自分自身の意見を形成する力が育ちます。

また、地域は、教育支援の場としても非常に重要な役割を果たします。例えば、毎月第3土曜日の青少年育成の日に各校区で開催されるキラリ輝く「しぶしっ子」育成事業（土曜体験広場）においては、学校と地域が連携したプロジェクトが児童生徒の新たな学びの場となり、成長を促しています。学校とともに地域全体が教育の一貫となることで、より質の高い学びを実現できます。

また、地域文化を学ぶことにより、児童生徒は自らの歴史やつながりを知り、アイデンティティ形成を支えます。これらは、地域が全体として参加する教育が子供

第2章 本市の教育を取り巻く環境

3 本市の子供たちを取り巻く現状と課題

たちの成長にとって不可欠であることを示しています。子供たちの健全育成を継続的に支えることは、未来のために最も重要な取組です。

(12) 子供たちの文化活動

子供たちの心の成長と知的発達において、学校教育だけでなく地域で行われる文化活動が果たす役割は重要です。本市では、子供たちに対する丁寧な環境づくりや人間形成に力を入れています。その一環として行われる文化活動は、子供たちに自己表現を確立する絶好の機会を提供するとともに、自身の生活を充実させるための手段を学ぶことを助長しています。子供たちが様々な学習環境と経験を通じて可能性を最大限に引き出せるよう促しています。本市が推進する4つの主要な取組は、次のとおりです。

1 子供の発達の段階に応じた教育

学習指導要領に基づき、子供の発達の段階に応じた各教科等での文化の理解に係る取組を推進しています。子供たちは自分たちの経験や学習を通じて、深層的な知識や意味、価値を理解する力を養います。毎日の学習環境が一貫性と深さを持つことにより、子供たちは社会で意味のある役割を果たすための基礎を築きます。

2 芸術活動への参加の拡大

学校や地域の文化施設等での優れた舞台芸術などの鑑賞や文化芸術活動への参加機会を拡大しています。音楽、演劇、美術などの芸術は創造的な思考と自己表現を刺激すると同時に、子供たちが自分たちの感情、考え、経験を理解し表現する能力も育みます。

3 文化系コンクールへの参加促進

作文や図画コンクールなどの文化系コンクールへの参加や本市で開催される企画展・特別展等への観覧を奨励しています。これにより、子供たちは自分自身の考えをもち、それを表現する能力を身に付けていきます。これは、子供たちの自尊心と自己効力感を育て、人格形成に大きく寄与します。

4 芸術鑑賞会の活用と音楽祭の開催

国や県と連携を図りつつ「芸術鑑賞会」を活用し、本市独自の「青少年音楽祭」「ANYTHING GOES FESTIVAL」や自主文化事業を充実させています。これにより、子供たちはコミュニティと共有の体験を持つとともに、自信や達成感を味わうことができます。

**ANYTHING GOES FESTIVAL**

～なんでも やってみっが! 見け行っが!～

第3章 10年後を見据えた志布志の教育の姿

基本理念

「きらり輝く三つのおしえ」を身に付ける「『志』の教育」



煮しめのおしえ
個性の伸長



つけあげのおしえ
確かな変容



にぎりめしのおしえ
感謝の心

基本目標

夢や希望を実現し、ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり

目指す人間育成の姿

- 1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、志あふれる未来の社会の創り手となる人間
- 2 伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、社会や郷土の一員として、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら志を持って意欲的に自己実現を目指す人間

令和7年度から5年間に取り組む施策

＜本市教育の取組における視点＞

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成
- 3 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることのできる教育環境づくり
- 4 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- 5 郷土志布志の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承
- 6 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

＜本市教育施策の方向性＞

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 豊かな心の育成
ア 道徳教育の充実
イ 生徒指導の充実
ウ 人権教育の充実
エ 体験活動の充実
オ 子供の読書活動の推進
カ 文化芸術活動の推進
- ② 健やかな体の育成
ア 食育の推進
イ 体力・運動能力の向上
ウ 健康教育の充実

II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 「確かな学力」の育成
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 郷土教育の推進
- ⑥ 教育の情報化の推進
- ⑦ 国際理解教育の充実
- ⑧ 消費者教育の充実
- ⑨ 主権者教育の充実
- ⑩ 社会の変化に対応した教育の推進
ア 環境教育
イ 福祉教育・ボランティア活動

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 学校における働き方改革の推進
- ④ 学びの多様化
- ⑤ 小中学校の在り方
- ⑥ へき地・小規模校教育の振興
- ⑦ 教職員の資質向上
- ⑧ 安全・安心な学校づくり
- ⑨ 子育て世代の就学支援と「学びのセーフティネット」の充実
- ⑩ 安全な学校給食の推進

IV 家庭を中心として地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域を支える次世代の人づくり
- ② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ③ 家庭教育支援の充実

V 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実
- ⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用
- ⑥ 文化財の保存・活用

計画の実現に向けて

- 教育行政の着実な推進
- 関係機関・関係課との連携・協力
- 教育DXの推進
- 計画の進行管理
- 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働
- 国・県との連携・協力
- 新たに検討が必要となる事項への対応

基本理念

「きらり輝く三つのおしえ」を身に付ける「『志』の教育」



煮しめのおしえ（個性の伸長）

・煮しめは、それぞれの食材の風味を生かした伝統料理で、その材料や味付けは、家庭によって違いがあります。学校教育においても子供一人一人のよさを引き出すとともに、独自の工夫で地域に密着した活動を展開します。



つけあげのおしえ（確かな変容）

・つけあげは、豊かな海の幸を材料にして粘り強く練り上げて作られています。大海を泳いでいた魚のように大らかな志をもち外見にとらわれない味のある人づくりを目指します。



にぎりめしのおしえ（感謝の心）

・にぎりめしは、ほど良い柔らかさと温かさに、握る人のぬくもりが込められています。また、先人の苦労を思うと米一粒でもおろそかにできません。感謝の心を忘れずに基礎基本を踏まえた豊かな学力を実につけた子供の育成を図ります。

本市では、これまで個性の伸長を「煮しめ」、確かな変容を「つけあげ」、感謝の心を「にぎりめし」になぞらえ、学校における知育・徳育・体育・食育の充実に努めるとともに、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子供の育成から市民づくりへと発展させることを基本理念として、教育行政の中核として取り組んできました。そして、その理念は、本市の理念として末長く継承していきたいと考えています。

これからの10年後を見据えるに当たり、引き続き「きらり輝く三つのおしえ」を具体的に身に付けた人づくりを目指し、基本目標を次のように定めます。

基本目標

「夢や希望を実現し、ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」

＜目指す人間育成の姿＞

- 1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、志あふれる未来の社会の創り手となる人間の育成
- 2 伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成

本市は、鹿児島県の東部・太平洋に面している。地理的条件から志布志港を中心として栄えた港町があり、古くから世界の文化と接しながら独自の歴史や文化を作

り上げ、地域に根ざした個性あふれる伝統・風土、豊かな自然、全国に誇れる農林水産業等の産業、九州唯一の国際戦略バルク港湾である志布志港、様々な分野で活躍している人材等教育的資源が豊富にあり、さらに地域全体で子供たちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

令和2年3月に策定した第2次市教育振興基本計画前期基本計画では、「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」を基本目標に掲げ、「知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、生涯にわたって志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成」及び「郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、志高く社会づくり・まちづくりに貢献できる人間の育成」に取り組んできました。

国は、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請をとりいれていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しました。

鹿児島県においても、社会情勢の変化に対応するとともに、国の新たな教育振興基本計画の内容を参酌し、かごしま未来創造ビジョンの改訂や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえつつ、第4期鹿児島県教育振興基本計画を策定しました。

これらを踏まえ、第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画では、基本目標を「夢や希望を実現し、ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」とします。

夢や希望には、将来のなりたい自分の姿などを思い描く長期的なものや日々の生活を振り返る中で、自分が目指す姿を思い描く短期的、中期的なものがあります。現代は将来の予測が困難な時代であると言われる中であって、子供たちのみならず、市民一人一人がそれぞれの夢や希望を持ち、その実現に向けて、意欲を持って挑戦できる環境を整えていくことは、ますます重要になることが考えられます。

夢や希望の実現には、規範意識、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、生命を大切にする心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、志あふれる未来の社会の創り手となる資質・能力を育んでいく必要があります。

また、一人一人が夢や希望の実現に向けて意欲的に挑戦し続ける中で、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を創ることのできる志布志に誇りを持った人材育成も進めていく必要もあります。

これらを踏まえながら、「知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、志あふれる未来の社会の創り手となる人間の育成」及び「伝統

と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成」に取り組みます。

1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、志あふれる未来の社会の創り手となる人間の育成

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、学び続ける人材の育成が求められています。そのためには、学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じて深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、生涯学習や社会教育においても重要です。

また、子供たちは社会生活を送る上で、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神等を身に付ける必要があります。本市の子供たちは、学力調査等で自己肯定感が向上していることが分かっており、今後も引き続きこれを高めていくことが大切です。

さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。一人一人が、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身の健康づくりに必要な知識、習慣も身に付けさせる必要があります。

これらに加え、食育は生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきものと位置付けることにより、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが必要です。

これらのことを踏まえ、一人一人が自分のよさや可能性を認識し、個々の状況に応じて知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、そのよさや持てる力を発揮し、多様な人々と協働しながら志あふれる未来の社会の創り手となる人間の育成を目指します。

2 伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成

グローバル化する社会の中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出し、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーやグローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進して

いくことが必要です。

そのためには、日本や外国の文化を理解し、日本への愛着や郷土に誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、国際的な交流活動の推進や外国語教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要があります。

さらに、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本とし、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図る学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、誰もが幸せや豊かさを感じられる社会の実現につながる重要な意義を有するものであります。そのためには、相互に多様性を認め、高め合いながら年齢を問わず学び続けることができる教育環境を整備していく必要があります。

これらのことを踏まえ、伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成を目指します。

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

前章で10年後を見据えた志布志の教育の姿を示しました。その実現に向けて、次の視点から今後5年間に取り組む施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育は、未来に生きる人間を育むことを通し、未来を創造する最も基本的な人間の営みです。その未来を考えるためには、いつの時代であっても変えてはならないものは何か、また、時代とともに変えなければならないものは何かの見極めが重要です。

時代を超えて変わらない価値のあるものが「不易」であり、時代の変化とともに変えていく必要があるものが「流行」です。

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にすること、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないもの（「不易」）であり、施策の推進に当たって重要視されるべきものです。

(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成

これからの時代は、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要（「流行」）があります。

そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していきます。

とりわけ、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0においては、「主体性」「リーダーシップ」「創造力」「課題設定・解決能力」「論理的思考力」「表現力」「チームワーク」等の資質・能力を備えた人材が期待されています。また、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創り手となるためには、「協働性」「利他性」「多様性への理解」「社会貢献意識」「自己肯定感」「社会的情動スキル」「非認知能力」を育成する視点も重要となります。

(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

一人一人が幸せや生きがいを感じることができるようにするためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また、子供たちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築き、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切です。

さらに、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、どこでも充実した教育が受けられるようにすることも必要です。

これらを実現するため、必要な教育環境づくりに努めます。

(4) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

教育は、単に学校だけで行われるものではありません。家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子供の健やかな成長はあり得ません。

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点です。子供に社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通した様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子供が家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育¹・キャリア教育²への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランス³の確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

これまでの成果を踏まえつつ、学校、家庭、地域、企業等が本市教育における役割を再度見直し、まずは、それぞれの役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて相乗効果を高めるなど、連携や協働を図りながら施策を推進します。

(5) 郷土志布志の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

教育基本法で明確となった日本の伝統と文化を尊重するという教育の理念を踏まえ、我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度の育成について、指導の充実を図ることが重要です。

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、地域に根差した個性あふれる文化、歴史的に価値の高い伝承芸能や建造物資、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等の豊富な教育的資源もあります。

これらを有効活用するとともに、未来への継承を図ります。

(6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタルタイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタルライゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめICT環境整備が進展してきたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、ICTを効果的に活用した探求的な学びなどの第3段階を目指します。

-
- 1 職業教育・・・児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識・技能を習得させていく教育。
 - 2 キャリア教育・・・児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
 - 3 ワーク・ライフ・バランス・・・仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と仕事以外の生活でやりたいこと、やらなければならないことの両者を無理なく実現できる状態のこと。

2 本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標等の実現のため、今後5年間に取り組む施策の方向性を次のとおり整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき規範意識を養うとともに、法や決まりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子供たちが安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

本市の教育理念である「きらり輝く三つのおしえ」は、個性の伸長や困難に直面したときに諦めずに努力することや他人を思いやる心、感謝の心を持たなければならないことを教えています。

将来の予測が困難な時代を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性や心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進します。

II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子供たちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観の育成を図ります。

さらに、環境教育や福祉教育・ボランティア活動などの社会の変化に対応した教育や子供一人一人の自立と社会参加に向けて、障がいの状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標を達成するためには、学校や教職員がその役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、地域学校協働活動とコミュニティスクール（学校運営協議会）の一体化を図り、地域とともにある学校づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

Ⅳ 家庭を中心として地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

親子がともに学び育ち合う「家庭教育」は教育の原点であり、地域はその家庭を支える大きな役割を担っています。

本市の各地域には、子供を地域で育てるという風土が現在も残っています。

教育の振興においては、地域の担う役割は大きいものであり、今後も、全ての市民が家庭を中心として地域全体で子供を守り育てるための取組を推進します。

Ⅴ 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子供から大人まで全ての市民が、生涯を通じて、「いつでも、どこでも、誰とでも」学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、幸せで豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであることから、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

3 具体的施策の展開

I-(1) 豊かな心の育成ーア 道徳教育の充実

【現状と課題】

① 子供たちの道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性など学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現とウェルビーイングの向上を図るとともに、人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育むことが重要です。

② 令和6年度の全国学力・学習状況調査によると、「人が困っているときは、進んで助けていますか。」の質問に肯定的な回答をした本市の児童生徒は、小学生・中学生共に県平均及び全国平均と比べて高い結果が得られています。しかし、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」の質問に肯定的な回答をした本市の児童生徒は、小学生は県平均及び全国平均と比べて高く、中学生は県平均に比べて低い結果となりました。また、「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか。」の質問に肯定的な回答をした本市の児童生徒は、中学生は県平均及び全国平均に比べて高く、小学生は県平均及び全国平均に比べて低い結果となりました。さらに、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか。」の質問に肯定的な回答をした本市の児童生徒は、小・中学生共に県平均及び全国平均と比べて低い結果が得られています。

Q 人が困っているときは、進んで助けていますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	93.9%	93.3%	92.7%
中学校	91.5%	91.3%	90.1%

Q いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	96.0%	96.9%	96.7%
中学校	95.4%	96.6%	95.7%

Q 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	74.8%	79.3%	75.8%
中学校	77.9%	78.3%	76.2%

Q 道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか。

	志布志市	鹿児島県	全国
小学校	88.9%	89.1%	88.2%
中学校	90.2%	93.2%	91.7%

③ 道徳が教科化され、各学校では、道徳教育全体計画の策定や道徳教育推進教師の指名など教育活動全体での取組が充実するとともに、「特別の教科 道徳」の考えが浸透し、授業では児童生徒の「考え議論する」姿が見られるよう、教職員の指導力向上を目指した研修等が積極的に行われています。また、社会全体で児童生徒の道徳性を高める取組が推進され、保護者や地域の関心も高まっています。

【これからの施策の方向性】

- ① 子供たちの道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを学校教育活動全体を通じて育みます。特に、他人を大切にすること、親に感謝する心、高齢者を大切にすること、尊敬の念を持って接する心、地域を大事にする心など「志の心」を育む取組を推進します。
- ② 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進します。
- ③ 児童生徒の実態を踏まえ、発達段階に応じた豊かな体験活動の積み重ねを通して、教育活動全体で道徳教育の充実を図るとともに、更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、関係機関と連携し、研修の充実に努めます。
- ④ 家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道徳性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【主な取組】

- ① 道徳教育及びその要となる「特別の教科 道徳」の充実を図るために、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- ② 「考え議論する道徳」の更なる充実が図られるよう、児童生徒の実態に応じた授業や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- ③ 「ふるさとの心」や「不屈の心」などの郷土教育資料の活用を促すと同時に、郷土読み物資料「志のこころ」を活用し、志の心を育む道徳教育の充実に努めます。
- ④ 総合的な学習の時間、特別活動等を活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して志の心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道徳」等と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実を図ります。
- ⑤ 青少年育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道徳性を養うための施策の共有化を図ります。

I-(1) 豊かな心の育成ーI 生徒指導の充実**【現状と課題】**

- ① いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン及び携帯電話に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- ② 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）によると、本市の小・中学校における暴力行為は29件（小学校23件、中学校6件）、いじめは371件（小学校289件、中学校82件）、不登校児童生徒は74人（小学校27人、中学校47人）となっています。
- ③ 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、一人一人の実態に応じた支援を行うため、学校、家庭、関係機関等と連携した取組を一層充実することが必要です。
- ④ いじめの問題については、人権に関わる重大な問題と捉え、「いじめはどこでも起こりうるもの」という観点から、どんな軽微ないじめであっても一件でも多く発見し、一件でも多く解決するという基本的認識に立って調査を行っています。また、志布志市いじめの防止等に関する条例に基づき、未然防止と適切な即時対応を行うよう、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を一層推進することが必要です。
- ⑤ 県及び全国での児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、本市においても常に危機意識を持っています。「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育を進めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の心の叫びを受け止める力を向上させ、学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織的な体制づくりを進めることが必要です。
- ⑥ インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見と良さや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としています。この目的を達成するために、児童生徒一人一人が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち「自己指導能力」を身に付けられるように努め、ウェルビーイングの向上を図ります。
- ② 生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを行います。
- ③ 全ての児童生徒にとって、学校が安心して学べる場所になるよう、魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ④ 「学校生活アンケート」、「学校楽しいーと」等のアセスメントツールを活用し、問題行動等の早期発見に努めます。
- ⑤ 生徒指導に関する教職員の資質向上を図るとともに、学校の生徒指導体制を充実させ、全職員が一体となった「チーム学校」としての生徒指導に努めます。また、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- ⑥ 児童生徒の様々な悩みや課題に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市学校教育専門官など、専門的な知見に基づく組織的な教育相談体制の充実に努めます。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ⑦ いじめについては、「1件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である。」という基本的な認識の下、いじめの積極的な認知、早期対応に努めます。
- ⑧ SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう情報モラルに関する教育を推進します。

【主な取組】

- ① 学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所となるため、生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受への配慮、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、「魅力ある学校づくり」の取組を推進します。
- ② 道徳教育の一層の推進やほめる教育を実践することで、規範意識の醸成や児童生徒自身の自己有用感を育みます。
- ③ 生徒指導に関する研修の充実を図り、いじめの積極的な認知や不登校の未然防止、早期対応が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組むとともに、管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、発達支持的生徒指導を目指します。
- ④ 「学校生活アンケート」や「学校楽しいーと」の調査を促進し、児童生徒が抱える課題の早期発見や、教職員の情報の共有化、調査内容の蓄積等、効果的な活用の推進に努めます。
- ⑤ いじめや不登校など各学校の実態に即したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・市学校教育専門官の活用、「鹿児島教育ホットライン24」、「424ひまわりダイヤル」による電話相談、いじめの目撃情報などを学校へ連絡することができる「かごしま子供SNS相談・通報窓口」等教育相談体制の更なる充実と利用促進に努めます。
- ⑥ 不登校児童生徒の教育機会の確保、相談体制の充実等不登校児童生徒への支援を推進します。相談窓口や校内スペシャルルーム、学びの多様化教室 松風（市教育支援センター）、フリースクール、放課後ディサービス等の民間団体についての情報を提供するとともに、保護者や関係機関等と連携した個別指導、家庭訪問、体験活動の機会を提供することなどにより、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように、組織的・継続的な支援に努めます。
- ⑦ 警察、児童相談所、福祉部門の関係部署等との連携を図るとともに、生徒指導に関わる様々な機関との連携に努めます。
- ⑧ 児童生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」及び教職員等に対する「ゲートキーパー養成研修（SOSの受け止め方）」を含む自殺予防教育の更なる充実を図ります。
- ⑨ SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用、各種研修会への職員派遣等を通して児童生徒が被害者及び加害者とならないよう情報モラル教育の推進に努めます。
- ⑩ 教職員の不適切な指導等の根絶に向けて、意識啓発や相談体制の充実に努めます。

I-(1) 豊かな心の育成－ウ 人権教育の推進

【現状と課題】

- ① 人権教育は、全ての教育の基本との認識の下、全ての学校及び地域において、地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組む必要があります。
- ② 一人一人が人権教育の環境そのものであるという自覚と使命感を持ち、全教職員が一丸となって、Mom（M：見つめる、o：思いをめぐらす、m：向き合う）の基本姿勢で児童生徒と適切に関わりながら、児童生徒の自己実現を目指した学校づくりに取り組んでいます。



子ども人権プロジェクト人権教室（野神小学校）

- ③ 全教育活動を通じて人権教育が推進されていますが、児童生徒の理解が知的理解にとどまっており、人権感覚が十分に高まっているとは言えません。いじめの問題、インターネット等による人権侵害等の課題も残っています。
- ④ いじめや不登校等の問題、性的マイノリティへの対応等児童生徒の人権に関する様々な課題解決に資するため、学校、家庭及び地域が一体となって、自尊感情の育成や人間関係づくり等に取り組む必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 全ての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
- ② 学校、家庭、地域等において、同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。
- ③ 多様化・複雑化する人権課題へ対応するため、教職員等の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容・方法の工夫改善に取り組みます。
- ④ 「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」を踏まえ、児童生徒の権利等の理解促進や人権教育の推進、児童生徒が安心して学べる学習環境づくりなど、児童生徒の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組みます。
- ⑤ 社会教育や家庭教育学級等における人権に関する学習・啓発活動を推進します。

【主な取組】

- ① 人権教育の全体計画・年間指導計画、共通実践事項等に基づいた実践について、日常的に点検・評価を行うことにより、人権教育の充実に努めます。
- ② 教職員研修を実施し、児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに向けた指導内容・方法の工夫・改善を図るとともに、人権教育の指導者の育成に努めます。
- ③ 一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- ④ 社会教育における人権教育の推進体制を充実・強化します。
- ⑤ 人権の花でもあり、市の花でもある「ひまわり」の栽培活動を推進し、人権意識の醸成を図ります。

I-(1) 豊かな心の育成－エ 体験活動の推進

【現状と課題】

- ① 本市は温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化等地域資源を数多く有しており、各学校においては社会奉仕活動、自然体験活動、勤労生産体験活動等、地域の実情に応じた創意工夫を生かした多様な体験活動を実施しています。
- ② 本市の基幹産業は農林水産業であり、各地で園芸、畜産、水産等多様な農林水産業が展開されており、これらの産業を体験学習、キャリア教育等の教育活動に生かす食農教育が多く各学校で実施されています。
- ③ これらの活動の目的や意義を生かすため、体験活動の事前指導及び事後指導を含め、教育課程への位置付けに工夫が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 体験活動は人づくりの“原点”であり、自己肯定感、協調性等を育みます。これがウェルビーイングの向上に資するものであるとの認識の下、地域の特色を生かし、発達の段階に応じた効果的な体験活動を一層推進します。
- ② 本市の特性を生かした体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。
- ③ 体験活動の充実を図るため、学校、家庭、地域が協働し、児童生徒の育成や特色ある教育活動に取り組んでいく地域の教育力を再構築する仕組みや機能の形成に努めるとともに、地域人材の効果的な活用も図ります。

【主な取組】

- ① 各学校において、関係団体や関係部局と連携を図り、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進し、様々な体験活動が実施されるよう支援します。
- ② 環境、福祉・ボランティア、国際理解、郷土理解などの体験型学習を総合的な学習の時間等の教育課程に位置付け、効果的な学習が進められるよう実践研究を推進し、指導法の改善に努めます。
- ③ 自然・文化・言語の異なる海外に青少年を派遣し、様々な体験や習慣の違いを経験させる「青少年研修事業」の推進に努めるとともに、集団宿泊生活をしながら自主性・協調性・社会性を養う「田舎暮らし通学学舎」の活動を支援します。
- ④ 関係機関等の連携や社会全体への理解の促進を図り、地域の教育力を生かした体験活動を推進します。



幼児との交流学習（原田小学校）

I-(1) 豊かな心の育成—オ 子供読書活動の推進

【現状と課題】

- ① 本市では「第3次子ども読書活動推進計画」を見直し、令和7年度から「第4次子ども読書活動推進計画」に基づき、事業の推進を図ることとしています。これまでの図書館等における個人貸出数、親子読書会の団体数や会員数、朝読書等の実施学校数等は堅調に推移・定着しており、子供読書活動の充実に向けた家庭、地域、学校等における継続的な様々な努力の成果が実を結びつつあります。
- ② 豊かな感性や情緒を育むとともに、豊かな言語力を育成する観点から、読書活動は重要です。また、子供の時期の読書活動が多い成人ほど、その意識・能力が高いという調査結果もあることから、子供の時期の読書の重要性を啓発する必要があります。
- ③ 4か月検診時に市内の全ての赤ちゃんとも保護者に絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡す「ブックスタート事業」に加えて、学校と連携し、小学校1年生に20冊の本の中から自らが選んだ本を1冊プレゼントする「セカンドブック事業」と小学校6年生の卒業時に心を耕す一冊の本を贈呈する「サードブック事業」を実施し、成長段階に応じた読書活動の推進を図っています。



セカンドブック事業

【これからの施策の方向性】

- ① 子供の読書活動に関する市民の理解と関心の普及に努めるとともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進し、乳幼児から高校生までを対象とした「1日20分読書」運動を展開します。
- ② 紙の本と電子書籍の双方のメリットを生かし、全ての子供が読書に親しむ機会の提供と個別最適な学びの多様化の支援につなげる読書環境の整備に努めます。

【主な取組】

- ① 子供読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、子供読書活動推進の更なる周知・広報啓発を図ります。
- ② 家庭、地域、学校の連携・協力の促進のため、読み聞かせ親子読書等の核となるボランティア等の人材育成及び資質向上の各種研修会を実施するとともに、図書館ボランティアグループ・団体等の諸活動を支援します。
- ③ 「志ふれあい交流館」を活用し、子供から高齢者までが読書を通じて交流することができる事業を推進します。
- ④ 学校図書館・保育所・子育て支援センター等への図書資料の団体貸出や移動図書館車「がんがらちゃん」による学校を中心とした巡回貸出サービスを提供し、多様な子供たちの読書機会の確保と支援に努めます。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ⑤ 図書館ボランティア、保健部門の関係部署、学校が連携して「ブックスタート事業」及び「セカンドブック事業」を推進し、更に、中学校生活に向けた「サードブック事業」を実施することにより、成長段階に応じた読書活動を支援します。
- ⑥ 「読書の通帳」を活用した読書への関心を高める図書館利用の活性化と学校タブレット端末を活用した「しぶし電子図書館」の利用促進など、幅広く読書のきっかけをつくる取組の充実を図ります。

I-(1) 豊かな心の育成ーカ 文化芸術活動の推進

【現状と課題】

- ① 豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するために、青少年音楽祭やファミリーミュージカル等、子供たちが関わる文化活動を推進しています。
- ② 学校によっては、文化庁の支援を受けて演劇等を観覧する機会を設けています。
- ③ 児童生徒が本格的な舞台芸術や音楽に触れる機会を更に増やしていく必要があります。



文化芸術による子供育成総合事業（演劇）

【これからの施策の方向性】

- ① 学校における文化芸術活動の充実を図ります。
- ② 子供たちが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。

【主な取組】

- ① 学習指導要領の趣旨を踏まえ、子供たちの発達段階に応じた各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- ② 学校や地域の文化施設等において、子供たちが優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努めます。
- ③ 図画コンクール等、文化系のコンクールへの参加の奨励や移動博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- ④ 国や県と連携を図りながら「芸術鑑賞会」の活用とともに、本市独自の「青少年音楽祭」や自主文化事業の充実を図ります。



文化芸術による子供育成総合事業（狂言）

I-(2) 健やかな体の育成ーア 食育の推進

【現状と課題】

- ① 食習慣の乱れに起因する生活習慣病の増加などの課題解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが重要です。
- ② 令和6年度の全国学力・学習状況等調査によると、「朝食を毎日必ず食べる」と回答した割合は、小学校6年生が87.5%、中学校3年生が80%にとどまっています。
- ③ 全ての学校において、担任等が給食の時間に直接指導を行い、栄養教諭が特別活動、教科、道徳等において授業参画しています。
- ④ 学校・家庭・地域社会の連携・協力による食育の推進については、食を通じた家族のコミュニケーションの大切さの普及・啓発を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。
- ② 学校における食育をより効果的に推進するため、学校、家庭及び地域の連携を図ります。
- ③ 各学校のPTAと市PTA連絡協議会が連携して食育の推進を図ります。

【主な取組】

- ① 学校における食育については、栄養教諭が中核となって、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食摂取などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。
- ② 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産や加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- ③ 栄養教諭を活用しながら、子供・保護者に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発に関する取組を推進するとともに、学校保健委員会や家庭教育学級、農業体験等を通して家庭や地域との連携・協力を図ります。
- ④ 家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図る「共食」の大切さについて、普及・啓発に努めます。
- ⑤ 市PTA連絡協議会が主体となって、家庭や地域と連携を図りながら、「煮しめ・つけあげ・にぎりめし」を中心に「食育」の大切さについて、普及・啓発に努めます。
- ⑥ 学校給食による食育を通じて子供たちにより良い食生活を習慣付けさせるため、食育推進アドバイザーの指導助言の下、学校給食を生かした食に関する指導の充実を図ります。



栄養教諭による食育の授業（志布志小学校）

I-(2) 健やかな体の育成ーイ 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

- ① 近年の社会環境や生活様式の急激な変化に伴い、日常生活において身体活動の機会が減少していることから、子供の基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、積極的に運動する子供とそうでない子供との二極化が見られます。
- ② 本市の児童生徒の体力は、令和5年度体力・運動能力調査によると小学校5年生男子は、特に長座体前屈、反復横とび及び立ち幅跳びに課題が見られ、小学校5年生女子は、特に長座体前屈に課題が見られます。中学校2年生男子は、特に20mシャトルランに課題が見られ、中学校2年生女子は、ハンドボール投げは全国を上回りましたが、その他に課題が見られます。また、体育・保健体育の授業で「目標を意識して学習する」、「自分に合った練習の方法を選んで学習する」、「友達と助け合ったり、教え合ったりして学習する」、「タブレットなどでICTを使って学習する」、「学習したことの振り返りをする」ことで、できたり分かったりすることが多い児童生徒ほど体力合計点が高くなっています。
- ③ 本市の「一校一運動」の実施率は100%、「チャレンジかごしま」への参加率は100%です。児童生徒が楽しみながら運動に親しむ習慣の育成に努め、運動への興味・関心を一層高める取組を推進する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 新学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- ② 体力テストなどの結果を活用することにより、児童生徒の体力・運動能力向上の取組を推進します。
- ③ 児童生徒、保護者等へ体力向上の必要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。



市小学校陸上記録会

【主な取組】

- ① 各学校で体力テストなどの結果を分析するとともに、体力向上全体計画などを作成して、体育の授業を中心に体力向上の取組を推進します。
- ② 市内全ての学校で「一校一運動」、「チャレンジかごしま」の更なる充実や外遊びの奨励などにより、児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。
- ③ 将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域クラブ活動への移行を推進します。
- ④ 児童生徒の体力の実態などを市報に掲載して、児童生徒、保護者等の体力向上に関する意識の高揚を図ります。

I－(2) 健やかな体の育成－ウ 健康教育の充実**【現状と課題】**

- ① 近年、子供たちの生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症、メンタルヘルスに関する課題など児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。
- ② 「平成5年度歯と口の衛生週間」で行った調査では、むし歯のない児童生徒の割合は、小学校が54.6%、中学校が66.6%となり、令和元年度と比較し大幅な改善が見られています。また、一人平均のDMF指数（D：むし歯を治療していない歯、M：むし歯で抜いてしまった歯、F：むし歯を治した歯）は、小学校が1.4、中学校が1.1となっています。
- ③ 令和6年度は全ての学校で学校保健委員会を年2回以上開催していますが、学校医等の参加は半数程度の学校にとどまっています。
- ④ 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組む必要があり、学校、家庭、地域、関係機関等との一層の連携が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健教育、保健管理、これらを支える組織活動の充実に努めます。
- ② 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【主な取組】

- ① 性の問題行動、薬物乱用、がん教育など児童生徒の健康課題の解決を図るため、関係機関等との連携の強化を促進するとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- ② 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機発生の対応マニュアルを整備するなど全ての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- ③ 学校保健に関する各種研修会・講習会については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と積極的に連携し、内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- ④ 教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動の一層の推進を図ります。
- ⑤ 保健部門の関係課と連携し、「歯と口の健康づくり」事業に係る「フッ化物洗口」の取組を更に充実させ、児童生徒の生涯にわたる歯の健康づくりを推進します。



学校保健会（歯と口の健康づくり）

＜計画期間における数値目標＞

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

項 目		現 状	年度					関連 施策
			R 7	R 8	R 9	R10	R11	
1	道徳科の年間指導計画の作成率（小・中）	小学校100% 中学校100% （令和5年度）			(継続)			(1)-ア
2	生徒指導に関するアンケート調査の実施（年5回以上）	小学校100% 中学校100% （令和5年度）			(継続)			(1)-イ
3	不登校生の在籍率（小・中）	小学校1.63% 中学校5.66% （令和5年度）		→	1.4% 4.50%	→	1.2% 4%以下	(1)-イ
4	子供専用携帯電話のフィルタリング設定率（小・中）	小学校46.2% 中学校49.0% （令和5年度）	50%	→	60%	→	80%	(1)-イ
5	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小・中）	小学校79.0% 中学校78.2% （令和6年度）		→	85%	→	90%以上	(1)-イ
6	栄養教諭が授業に参画している割合（小・中）	小学校100% 中学校100% （令和6年度）			(継続)			(2)-ア
7	食に関する指導について児童生徒の評価指標を設定している学校の割合	小学校100% 中学校100% （令和6年度）			(継続)			(2)-ア
8	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（小5・中2）	小5 男子 市 : 51.8 全国 : 52.5 小5 女子 市 : 55.1 全国 : 54.2 中2 男子 市 : 40.9 全国 : 41.3 中2 女子 市 : 44.4 全国 : 47.2 （令和5年度）		→	全対象 学年で 全国平 均と同 程度と する。	→	全対象 学年で 全国平 均を上 回る。	(2)-イ
9	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における1週間の総運動時間420分以上の割合（小5・中2）	小5 男子 市 : 55.8% 全国 : 50.1% 小5 女子 市 : 34.3% 全国 : 27.4% 中2 男子 市 : 71.3% 全国 : 77.7% 中2 女子 市 : 60.0% 全国 : 57.2% （令和5年度）		→	全対象 学年で 全国平 均と同 程度と する。	→	全対象 学年で 全国平 均を上 回る。	(2)-イ
10	むし歯のない生徒の割合（中1）	66.6% （令和6年度）		→	70%	→	80%	(2)-ウ

Ⅱ－(1) 「確かな学力」の育成

学力の3要素：基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に学習に取り組む態度

【現状と課題】

- ① 教育基本法等の関係法令や学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育を展開する必要があります。
- ② 全国学力・学習状況調査における小学校6年生、中学校3年生共に平均通過率は、全国と差が広がる結果となっています。一方、「学びに向かう力、人間性等」の土台ともいえる自己肯定感、主体性といった「非認知能力」については、全国平均を上回る項目があるなど取組の成果も見られます。
- ③ これからの予測困難な時代を生きる児童生徒には、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくため、これまで以上に主体性、協働性、創造性といった資質・能力や自ら問題を発見し解決していく力などが必要になるとともに、これらがウェルビーイングの向上に資するとの認識の下、その育成に向けた授業改善が急務となっています。

【これからの施策の方向性】

- ① 各学校において、鹿児島学力・学習状況調査及び全国学力・学習状況調査などの客観的な調査に基づき、学力向上についてのPDCAサイクルを確立し、組織的、計画的かつ具体的な指導方法の改善などを行う取組を推進します。
- ② 学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。
- ③ 学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図り、児童生徒の学力と教職員の指導力の向上を図る取組を推進します。

【主な取組】

- ① 各学校の校内研修を充実させ、公開授業や授業研究及び相互授業参観、教育講演会等を通じた研修会を開催して、その成果を市内で共有することによって教職員の資質及び指導力向上を図ります。
- ② 各学校が「学力向上アクションプラン」を作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的・具体的な改善を行うよう指導します。また、一連のサイクルを公表することにより、学校、家庭及び地域が課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- ③ 指導主事による重点的・継続的な訪問指導により、学校の実態に即した計画的、具体的な取組を推進します。
- ④ 学習ガイド「かごしま学力向上支援Webシステム」、「よか問」等の利用促進や「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、学習習慣の確立に努めます。
- ⑤ 鹿児島大学等の教官（学力向上推進アドバイザー活用）による授業改善に向けた関わりや学生による学習支援サポート事業により、学力向上に向けた取組を推進します。

Ⅱ 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ⑥ 管理職研修会等において、各学校の参考となる具体的実践例等の情報の共有を図り、学校の実践的な取組を推進します。
- ⑦ 学習支援ソフト等を活用した個別最適な学びを推進します。
- ⑧ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校相互に意見交換や共通実践を行うことを通して、スムーズな接続を推進します。
- ⑨ 中学生を対象とした英語技能検定助成事業を実施し、グローバル化社会において活躍できる人材と英語が好きな子供たちを育成します。
- ⑩ 読書活動を通じた読解力を育成します。

Ⅱ－(2) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- ① 障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。
- ② 支援が必要な児童生徒が在籍している小・中学校においては、個別の指導計画や教育支援計画を作成するなど校内支援体制は着実に整備されつつあります。今後、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図ることにより、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。
- ③ 就学前及び就学後の児童生徒に対する教育相談体制は整備されつつありますが、保護者や地域における特別支援教育に対する啓発を必要とする状況があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 障害者基本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいのある児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、相談・支援体制の更なる充実に努めます。
- ② 移行期の学校間連携により、就学前から学校卒業後まで一貫した切れ目ない支援に努めます。

【主な取組】

- ① 共生社会の形成に向けた障がい者理解を推進するため、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- ② 小・中学校に在籍する障がいのある児童生徒に対する「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進するなど、校内支援体制の整備・充実を図ります。
- ③ 全ての小・中学校で、基礎的環境整備を進めるとともに、本人及び保護者の意向を踏まえた合意形成を図り、適切な合理的配慮を提供することで、障がいのある児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるように努めます（ICT機器の整備と活用、特別支援教育支援員の配置等）。
- ④ 各学校においては、特別支援教育についての教職員の研修の充実を図り、さらに、特別支援学校のセンター的機能の更なる活用を図るとともに、個別の教育支援計画や移行支援シート等を作成・活用し、移行期の連携を充実し、就学前から学校卒業後まで切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- ⑤ 早期からの教育相談・就学相談体制の確立を促進するとともに、障がいの状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるよう努めます。
- ⑥ 令和10年4月に本市に開校する県立特別支援学校と市立小・中学校の児童生徒との交流を積極的に推進します。

Ⅱ－(3) キャリア教育の推進**【現状と課題】**

- ① 児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- ② キャリア教育の意義や必要性については、学校だけでなく地域社会の意識も高まっており、各中学校で職場体験が実施されていますが、実施する際の事前・事後の指導を充実させ、職場体験をその後の学びや将来設計に生かすことが必要です。また、中学生を対象にした志学教室において、本市の志を持って活躍している方の講話、体験活動等を特別講座（夢プロジェクト）として開催しています。
- ③ 各学校では、企業経営者や多様な種の外部人材による講演会等を開催し、自分の生き方について考える機会を設けていますが、講話や出前授業の実施を通して、企業等との連携を深め、「学び」と「実社会」の結び付きを強める取組を推進する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、「キャリア・パスポート」等を活用し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会を構成する一員として自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進します。
- ② 子供たちが自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めます。
- ③ 社会的・職業的自立に向けて必要となる基礎的・汎用的な能力の更なる育成を図り、多様化する生き方に対応します。
- ④ キャリア教育に関する教職員の研修を充実させ、指導力の向上を図ります。
- ⑤ 勤労観・職業観等を育成するため、企業や経済団体など関係機関との更なる連携の強化を図ります。

【主な取組】

- ① 小学校から中学校までの自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返りながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実させたりするため、「キャリア・パスポート」の定着を図ります。
- ② 産業界と連携し、各発達段階に応じた職場体験学習や外部講師による出前授業等の体験的な学習の機会の提供を一層推進します。
- ③ 全ての学校で「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- ④ 学校と連携し、キャリア教育に関する教職員の研修を実施します。
- ⑤ 中学校の職場体験学習について、事前・事後まで含めた学習の充実に努めます。
- ⑥ 小・中学校において、学級活動を要としながら、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。

Ⅱ－(4) 幼児教育の充実**【現状と課題】**

- ① 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、家庭や地域が連携した取組の推進が求められています。
- ② 粘り強さや意欲など学びを支える非認知能力等を育むためには、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の区分や設置主体の違いにかかわらず、全ての子供が幼児期から質の高い教育を受けることが重要です。
- ③ 幼稚園等では、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育・保育に取り組むことに加え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校教育との円滑な接続を図ることが求められています。
- ④ 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てに関する悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないなど家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子供のよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【これからの施策の方向性】

- ① 幼稚園等において、小学校以降の教育を見通し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、その土台となる非認知能力を含む力の基礎を育成することができるよう、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- ② 特別な配慮を必要とする子供を含む全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、遊びを通して育まれる「自立心」や「協同性」などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園等と小学校が連携・協働した取組の一層の推進を図ります。
- ③ 幼稚園等、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育ての支援に係る取組を推進します。

【主な取組】

- ① 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育及び保育が確実に実践されるよう、教諭及び保育教諭、保育士に対する研修の充実及び資質の向上に努めます。
- ② 幼稚園等と小学校の教職員が協働し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした連携が図られるよう、幼保小合同の研修を実施し、情報共有の促進や教育課程の編成・実施等の取組の充実を図ります。
- ③ 就学前の園児が、小学校就学に向けて自信や期待を高めて、極端な不安を感じないよう、小学校の活動に参加するなどの交流活動を行うとともに、障がいのある園児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働していく態度を育むような取組を行います。
- ④ 関係機関と幼稚園等、家庭、地域が連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、保護者に対する子育てについての情報提供や指導・助言などの子育ての支援に係る取組を促進します。

Ⅱ－(5) 郷土教育の推進

【現状と課題】

- ① 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育が必要です。
- ② 全ての小・中学校で「郷土教育の全体計画」が策定されています。
- ③ 少子高齢化・過疎化により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなる可能性があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 地域と学校が連携を図りながら、郷土教育の推進を図ります。
- ② 各学校の総合的な学習の時間、社会科、道徳等において、地域の特色を生かした郷土芸能や伝統産業を体験する活動をはじめ、郷土の先人に学ぶ活動、調査・見学等の活動など幅広く様々な活動が取り入れられており、今後も内容の充実に努めます。
- ③ 過疎化の進行等に伴う貴重な郷土の文化の継承については、関係機関と連携しながら、継続できる仕組みづくりや取組に努めます。



県の民俗無形文化財 田之浦夜神楽（子供神楽）

【主な取組】

- ① 市内の郷土素材の収集、吟味、教材開発等が行えるように良い事例を幅広く紹介するなど積極的な取組を促します。
- ② 社会科副読本などこれまで発行した郷土教育の資料を吟味・精選し、再構成するなどして、郷土の歴史を学ぶ教育の支援を図ります。
- ③ 各学校の運動会や体育大会、学習発表会や文化祭などの学校行事や日頃の授業等において、地域に根ざした特色ある取組が行われるよう地域と学校の更なる連携を推進します。
- ④ 各学校において、4月24日の「しぶしの日」の前後一週間に、志布志市のことについて知る機会を設け、郷土を知り郷土を大切にする心を育てます。



ピーマンの収穫（尾野見小学校）

Ⅱ－(6) 教育の情報化の推進**【現状と課題】**

- ① 教育の情報化は、「GIGAスクール構想」による児童生徒の1人1台端末や高速容量通信環境の整備も踏まえ、VUCA・Society5.0時代と言われる急速に変化・発展するこれからの社会やその情報化への対応も求められており、学習指導要領において、学習の基盤となる資質・能力の一つとして明確に位置付けられている「情報活用能力」をより一層育成していく必要があります。
- ② 教職員、学習者用コンピュータや普通教室における無線LANなど国の「GIGAスクール構想」や整備方針等を踏まえた学校のICT環境を整備していく必要があります。
- ③ 本市の教職員のICT活用指導率は、ICT環境の整備とともに高まっていますが、学校間差・教職員間差を解消するため、更なる指導力の向上が必要です。
- ④ スマートフォン、タブレット端末等をはじめとする情報端末やSNS、生成AI等のサービスを活用する機会が増大する中、ネット依存や睡眠時間、視力等に係る問題、著作権の問題、外部からの情報を適切に判断しネット犯罪等において被害者にも加害者にもならないための情報モラルの育成など、早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。
- ⑤ 教育データやICTの効果的な活用は、やむを得ず登校できない児童生徒や学校に行きづらさを感じている児童生徒への対応にも資するだけでなく、児童生徒一人一人に応じた学びの提供が可能になることと併せ、教職員の校務（授業準備を含む。）における負担軽減にもつながることから、更に推進する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力や情報技術を手段として効果的に活用していく力の育成に努めます。
- ② 生成AI等技術の発達により新たな情報技術が生み出され、今後も急速に情報社会が発展していくことから、それらを効果的に活用することに加え、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくために必要な人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- ③ ICT環境の整備を推進し、教育データ等の効果的な活用により、個別に最適化されたきめ細かな指導を目指すとともに、校務における活用を含めてICTの積極的な活用に努めます。

【主な取組】

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等において1人1台端末、学習支援ソフト等を効果的に活用した授業や教職員のICTを活用した指導力を向上させる取組等を推進します。
- ② 小・中学校の発達の段階を踏まえたプログラミング教育等の充実を図るとともに、ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行います。また、啓発資料の活用、各種研修会等を通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発を図り、情報モラル教育の充実を図ります。
- ③ 生成AI等技術の発達により新たに生み出された情報技術等の活用やSee-Smile、スズキ校務等を教職員が授業や校務において効果的に活用することにより、児童生徒一人一人に個別に最適化されたきめ細かな指導、教職員相互の情報共有や効率的な成績処理などが行えるよう、支援体制の充実及び環境の整備を推進します。

Ⅱ－(7) 国際理解教育の充実**【現状と課題】**

- ① グローバル化の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度やコミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することはますます重要になっています。
- ② 各学校では、外国語教育の充実が図られ、ALTとのティーム・ティーチングによる授業などを通して、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招くなど、外部人材を活用した異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がっています。
- ③ 学習活動の中では、体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 小・中学校においては、ALT等と実際の生活場面に即したコミュニケーション等を体験することで、外国語に楽しく慣れ親しみ、海外についての興味・関心を高めていくことができるように努めます。
- ② 各学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる児童生徒の育成に努めます。
- ③ グローバル化に対応した英語教育の充実を図るため、国や県の動向を踏まえ、学習指導要領の着実な実施など計画的な取組に努めます。
- ④ 日本や外国の言語や文化を理解し、日本や鹿児島県、本市への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍する資質・能力を持った児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

- ① 小学校における外国語活動及び外国語科の指導を充実させるとともに、中学校とのスムーズな接続や校種を超えた系統的な授業づくりを推進します。
- ② 小・中学校において、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- ③ ALTや海外の学校等との交流を深めたり、授業中における言語活動を増やしたり、授業以外での外国語使用を増やしたりするなど、児童生徒が外国語を使ってコミュニケーションを図る機会の提供を推進します。
- ④ 我が国や外国の文化、習慣等を比べたり、調べたり、体験したことについて、議論し、発表する機会を設けるなどの幅広い学習活動の展開を推進します。
- ⑤ 必要に応じて外部機関等と連携し、学校に人材を派遣することにより、国際理解教育を支援します。
- ⑥ 外国語教育及び国際理解教育に関する教職員の研修の充実を図ります。
- ⑦ 中学生を対象とした英語技能検定助成事業を実施し、グローバル化社会で活躍できる人材と英語が好きな子供たちを育成します。

Ⅱ－(8) 消費者教育の充実

【現状と課題】

- ① 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりがグローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まる中、消費者被害も多様化・深刻化しています。このような中で、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や責任を持って行動できる能力を育成することが求められています。
- ② 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方等の消費生活、消費者の権利と責任等について学習しています。また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させるとともに、消費者トラブルの未然防止、自立支援等を含めた消費者行政等についても学習しています。

【これからの施策の方向性】

- ① これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図ります。
- ② 消費者トラブルの防止など等児童生徒の発達の段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- ③ 成年年齢の引下げに対応した契約の重要性や消費者保護に関する指導の充実に努めます。
- ④ 情報機器等を利用した架空請求など多様化する問題に対応する能力を育成します。

【主な取組】

- ① 社会科、家庭科、特別活動等において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任を持って意思決定できるよう児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力の向上に努めます。
- ② 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図るとともに、研究校の研究成果の普及に努めます。
- ③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、教育活動の全体を通じて児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育を推進します。
- ④ 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通じて児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。



金融教育で学習する「マネープランゲーム」（有明中学校）

Ⅱ－(9) 主権者教育の充実

【現状と課題】

- ① 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げを受け、満18歳を迎えた高校生が有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- ② 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察して表現する力の大切さに気付かせるとともに、副教材を活用した学習をしています。
- ③ 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やより良い社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として、主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせます。
- ② 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者になるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、関係機関と連携して、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- ② 児童生徒が主体的に判断し、責任を持って意思決定できるよう発達の段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力の向上に努めます。



主権者教育（伊崎田中学校）

Ⅱ－(10) 社会の変化に対応した教育の推進－ア 環境教育

【現状と課題】

- ① エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法の教育の目標には「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。
- ② 環境教育については、「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を図るための環境教育を推進しており、全ての小・中学校で体験的な活動を取り入れています。
- ③ ごみ処理分別についての取組など、本市の特徴を生かした環境問題やエネルギー問題について更なる周知・啓発を図り、推進していく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 持続可能な社会の担い手を育成するため、学習指導要領に基づき各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科等横断的な環境教育を進めます。
- ② 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、市環境担当部局や学校と地域の人材、関係団体等との連携・協働を図り、地域の特性を生かした自然体験活動の取組を推進します。
- ③ 地域の自然体験活動を通して生物多様性や外来種等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【主な取組】

- ① 各教科や総合的な学習の時間、特別活動などの授業における学習やリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- ② 各学校において、生物多様性や地域の環境保全への参加意識を育てる体験的な環境美化活動を実践することにより、地域の特色を生かした環境学習の充実を図り、自然と利便性のバランスについて、自分の生活と照らし合わせながら考える学習を促進させます。



地域協働の自然体験（田植え）活動（原田小学校）

Ⅱ-(10) 社会の変化に対応した教育の推進ーイ 福祉教育・ボランティア活動

【現状と課題】

- ① 児童生徒が乳幼児・高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに触れたり、生活上の困難さを体感することにより、福祉や介護への関心を高め、より良い生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、児童生徒一人一人に高齢等に伴う心身の変化（認知症等）について理解させるとともに、福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- ② 各小・中学校の総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施したり、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施しています。また、保健師やボランティア団体と連携を図りながら、命の教育について実践を進めている学校もあります。
- ③ 道徳科や体験活動を関連させながら、自己の生き方を考えるキャリア教育の大切さについて学ばせていく必要があります。



市福祉・ボランティア大会

【これからの施策の方向性】

- ① 児童生徒の発達段階を踏まえた「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- ② 関係機関等との連携を深めて、福祉教育、ボランティア教育及びキャリア教育に関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者の方々に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成や教職員の指導力の向上に努めます。
- ② 市社会福祉協議会等の関係団体や地域の企業等との連携により、福祉教育、ボランティア教育及びキャリア教育に関する体験活動の充実に努めます。



キャリア教育：産業講話（志布志中学校）



ふれあい学習（松山中学校）

Ⅱ 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

<計画期間における数値目標>

Ⅱ 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

項 目		現 状		年度					関連 施策
				R 7	R 8	R 9	R10	R11	
1	全国学力・学習状況調査 における平均正答率	小 6 国語 全国比－4.7 県 比－6.0 算数 全国比－7.4 県 比－6.0 中 3 国語 全国比－13.1 県 比－11.0 数学 全国比－11.5 県 比－9.0 (令和6年度)	県平均 と同程 度とす る。		→	県平均 を上回 る。	→	全国平 均を上 回る。	(1)
2	鹿児島学力・学習状況調査 における平均正答率	小 5 国語 県 比－6.0 算数 県 比－7.2 社会 県 比－11.0 理科 県 比－0.7 中 1 国語 県 比－4.1 数学 県 比－2.1 社会 県 比－7.3 理科 県 比－6.0 英語 県 比－3.8 中 2 国語 県 比－8.7 数学 県 比－6.0 社会 県 比－8.0 理科 県 比－5.7 英語 県 比－7.9 (令和5年度)	県平均 と同程 度とす る。		→	2教科 以上で 県平均 を上回 る。	→	全教科 で県平 均を上 回る。	(1)
3	諸調査を生かした組織的 な校内研修の実施率 (小・中)	100% (令和6年度)				(継続)		→	(1)
4	対象児童のうち、小学校入学 時に移行支援シート等を活用 して引継ぎを受けた割合	37.5% (令和6年度)	40%	→	60%	→	80%		(2)
5	対象児童のうち、中学校入学 時に移行支援シート等を活用 して引継ぎを受けた割合	100% (令和6年度)			(継続)			→	(2)
6	ICTを活用して指導できる 教員の割合	99% (令和5年度)		→	100%	→	100%		(6)
7	CEFR A1レベル（英検3級程度） 相当以上の英語力を有すると思 われる生徒の割合（中3）	10% (令和5年度)	20%	→	30%	→	60%		(7)
8	体験的な環境学習の実施 率（小・中）	100% (令和6年度)			(継続)			→	(10)－ア
9	福祉・ボランティアに関 する体験活動の実施率 (小・中)	100% (令和6年度)			(継続)			→	(10)－イ

Ⅲ－(1) 開かれた学校づくり

【現状と課題】

- ① 各学校に学校運営協議会を設置し、PDCAサイクル及び各取組への評価・改善を実施しています。
- ② 平成30年度の学校評価（自己評価）の実施率は、小・中学校とも100％であり、学校便りやホームページ等を活用して、その結果を公表しています。
- ③ 自己評価及び保護者など学校関係者による評価の実施・公表による開かれた学校づくりの取組の推進が求められています。

【これからの施策の方向性】

- ① 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- ② 地域に信頼される学校づくりを進めるため、各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- ③ 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、市民一人一人が本市の教育について考える機運を高めます。
- ④ 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。

【主な取組】

- ① 各学校が、評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- ② 全国学力・学習状況調査、鹿児島学力・学習状況調査等の客観的なデータを基に、各学校が校内におけるPDCAサイクルを構築し、アクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- ③ 学校からの評価報告書に基づき、学校現場における業務改善を推進しながら、教職員の研修機会の確保に努め、教職員の資質向上を図ります。
- ④ 11月の「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」における取組をはじめ、学校運営協議会と地域学校協働活動が連携して「地域とともにある学校づくり」を推進します。



県民週間における学習発表会（森山小学校）

Ⅲ－(2) 学校運営の充実

【現状と課題】

- ① 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育を組織的に行う必要があり、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンの下、指導力を発揮することが求められています。
- ② 全小・中学校に学校助手及び司書補を配置するとともに、個別の支援が必要な児童生徒が在籍している学校には、特別支援教育支援員を配置しています。また、必要に応じて小学校外国語支援講師やＳＳＷ等を配置し、学校運営を支援しています。
- ③ 学校自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえた学校運営の改善が図られています。
- ④ 教職員の資質向上を図るため、管理職研修会等を通して更なる質的向上を図る必要があります。
- ⑤ 学校における課題が多様化・複雑化する中、学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、教職員の長時間勤務という形で表れています。
- ⑥ 学校と地域の人々が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子供たちを育てていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に求められています。



特別支援教育支援員研修会

【これからの施策の方向性】

- ① 管理職をはじめ、教職員の資質向上を図るため、意図的、計画的に取組を推進します。
- ② 学校の組織体制及び指導体制の充実を図るため、研修会の開催や適正な教職員配置等を推進します。
- ③ 学校の教職員以外の心理や福祉、法律相談等の専門スタッフ等の多様な人材がそれぞれ異なる専門性を生かし、連携・分担して課題に対応する「チーム志布志」の実現に向けた取組を推進します。

【主な取組】

- ① 管理職をはじめ、教職員の資質向上を図るため、各種の研修会や指導力向上に必要な取組を推進します。
- ② 学校の組織体制及び指導体制の充実を図るため、教職員評価制度、学校関係者評価等を活用して、学校の活性化を支援します。
- ③ 本市の児童生徒の実態をきめ細かく分析し、家庭や地域と一体となった学校運営が進められるように問題の改善のための手立てを提言し、学校に伴走します。

Ⅲ－(3) 学校における働き方改革の推進

【現状と課題】

- ① 現在の学校現場を取り巻く環境は、情報化やグローバル化といった社会の変化により、多様化・複雑化しています。このような中、学校に求められる役割も拡大してきており、教職員の長時間勤務の実態が明らかになっています。
- ② 学校教育や社会の動向を踏まえ、教職員が適正な勤務時間において意欲と能力を最大限に発揮し、充実した教育活動を展開する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 業務の簡素化、学校・教職員が担う業務の適正化を図ります。
 - ・ 不登校問題や特別な支援を要する子供への支援に対応するため、SCやSSW、教育相談員等と連携を図り、教職員が担うべき業務の適正化を図ります。
 - ・ ICT機器（タブレット）を活用することにより、授業における教材作成・提供の効率化を図ります。
 - ・ 校内LANを活用した文書データの共有化により、事務負担の軽減を図ります。
- ② 業務の効率化、学校における教育活動の質の向上を図ります。
 - ・ ALT、小学校英語教育支援講師、英語・図工専科加配、理科観察実験アシスタント、特別支援教育支援員等を効果的に活用することにより、教育の質の向上を図ります。
 - ・ 包括連携協定を締結している鹿児島大学等の教官を学校に派遣して共同研究を行うことにより、教育の質の向上を図ります。
 - ・ 学校運営協議会の組織を生かし、地域の人材（学校応援団）と協働して教育に取り組みます。
- ③ 業務改善の意識化、勤務時間管理を徹底し、働き方に関する意識改革を図ります。
 - ・ 「出退勤時刻記録システム」を活用して、職員の勤務時間管理を徹底し、学校職員一人一人の働き方に関する意識改革を図ります。
 - ・ 全教職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施し、心理的負担の強い教職員には産業医による面接を勧めます。
 - ・ 部活動の地域移行を推進するとともに、平日1日と土・日のいずれか1日の週2日の休養日を設定します。
 - ・ 毎年8月11日～16日は、全学校を学校閉庁日とし、学校管理等を支援します。

【主な取組】

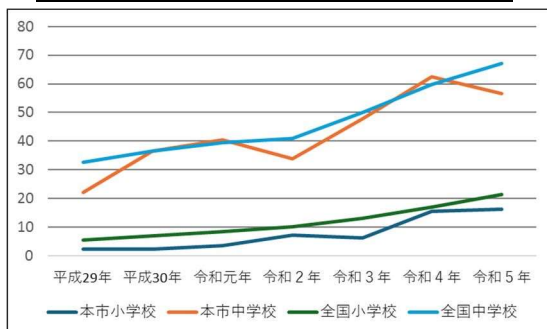
- ① 統合型校務支援ソフトの効果的・効率的な活用を推進します。
- ② 市教育委員会が主催する各種行事等の見直しと削減に努めます。
- ③ 校内環境整備の充実（環境整備に係る人的配置予算化及び乗用草刈り機の購入）に努めます。
- ④ 土・日、祝日、学校閉庁日等の学校日誌の記録不要や動植物の世話の工夫を推進します。
- ⑤ 学校閉庁日（8月11日～16日）の校内環境整備に係る予算の確保に努めます。
- ⑥ 学校の開錠（出勤）及び施錠（退勤）時刻の目安に基づく対応に努めます。
- ⑦ 時間外の電話対応等の改善を図ります。

Ⅲ-(4) 学びの多様化

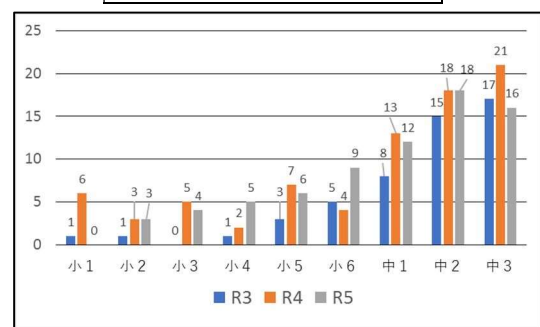
【現状と課題】

- ① 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等調査によると全国の小・中学校における不登校児童生徒数は34万人に達し、11年連続で増加し、過去最多を記録しました。増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられています。
- ② 本市の平成29年から令和5年までの1,000人当たりの不登校児童生徒数において、小学校は全国に及ばない位置で増加傾向にあり、中学校は令和4年に全国を上回っていましたが、令和5年は減少傾向になりました。
- ③ 令和3年から令和5年までの学年別不登校児童生徒数は、中学校入学後に急増する傾向にあります。また、令和5年の不登校児童生徒総数のうち90日以上欠席のあった児童生徒は49人（66.2%）でした。
- ④ 市教育支援センター（学びの多様化教室 松風）の通所生は、中学生が増加傾向にあります。しかし、通所する中学生に対する学習指導や進路指導が難しい状況であることや小・中学生が共に過ごすためには現教室数では限界があること等が課題となっています。
- ⑤ 令和6年10月に各学校で使用しているスペシャルルーム（教室以外の場所）を使用した児童生徒数は45人で、そのうち不登校を理由にスペシャルルームを使用した児童生徒は9人（20%）となっていました。学校のスペシャルルームは校内教育支援センターではないため、専任の指導員が配置されていないことから、支援や指導の在り方が課題となっています。

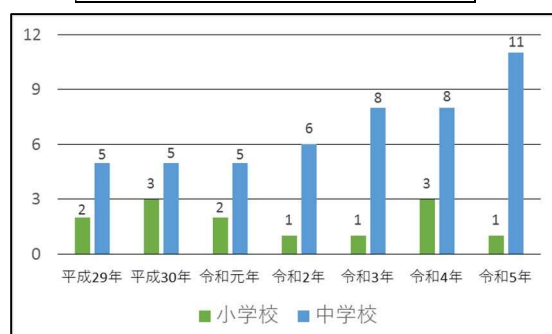
1,000人当たりの不登校児童生徒数



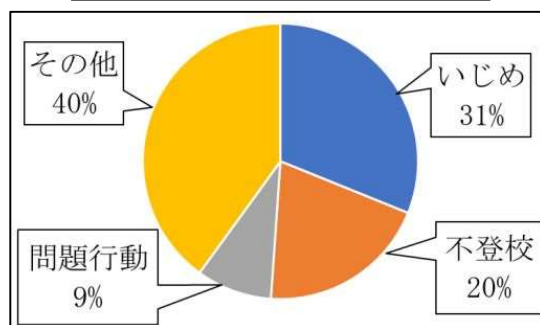
学年別不登校児童生徒数



市教育支援センター通所生数



スペシャルルームの使用理由



【これからの施策の方向性】

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保に向けて、市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会を設置し、一人一人のニーズに応じた学べる環境整備の充実を図ります。
- ② 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。
- ③ 学校の風土の「見える化」を通して、全ての児童生徒が安心して学べる「魅力ある学校」にします。

【主な取組】

- ① 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を確保します。
- ② 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、市教育支援センター学びの多様化教室松風（通所）、オンライン学習支援、不登校特例校等、こども子育て課や民間施設とも連携した学びの場や居場所の拡充を図ります。
- ③ 1人1台端末で小さな声（SOS）を可視化し、心の不安や生活リズムの乱れに教職員が確実に気付くことができるようにします。
- ④ 学校は、児童生徒それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、全ての児童生徒が活躍できる機会や出番づくりに努めます。また、一人一人の状況に応じてしっかり対応をしてもらえる安心感があり、障がいの有無や国籍言語等の違いにかかわらず様々な個性や多様な価値観を認め合う雰囲気がある「魅力ある学校づくり」に努めます。

Ⅲ－(5) 小・中学校の在り方

【現状と課題】

- ① 本市には、小学校が16校、中学校が5校あります。小学校は92学級1,612人、中学校は25学級815人が通っていますが、今後、小学校の児童が更に減少することが見込まれています。児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくためには、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられています。
※ 児童生徒数の推移見込み（令和6年度～12年度）
- ② 令和6年7月に松山地区の3つのコミュニティ協議会長から、市と教育委員会に対して、子供たちのより良い教育環境の在り方について更に議論を深めたいと、「松山地区教育環境の在り方等検討について」という要望書が提出されました。
- ③ 平成30年4月に伊崎田小学校、伊崎田中学校を施設併設型の小中一貫型の「伊崎田学園」として開校しましたが、県立特別支援学校の伊崎田中学校への設置に伴い、県立特別支援学校と伊崎田こども園を含めた共生社会を推進するインクルーシブ教育を実現するため、伊崎田学園を令和8年4月から施設一体型の小中一貫校とします。

【これからの施策の方向性】

- ① 令和5年1月に小学生の保護者に行ったアンケートでは、「1クラス当たりの児童数は何人ぐらいが良いと思いますか。」との問いに「10人以上20人未満」との回答が50%、「20人以上30人未満」が44.5%でした。このことと平成23年2月に策定した学校規模適正化の基本方針を踏まえて、小学校の適正規模を「1学年20人程度」とし、今後、保護者や地域等と共に小学校の在り方について検討を進めます。
- ② 松山地区の保護者や地域等とは、学校の在り方について具体的な協議を進めます。
- ③ 令和8年4月から伊崎田学園を施設一体型の小中一貫校とするための施設整備等を進めます。
- ④ 中学校は、友人との豊かな交流や部活動の充実を図り、可能な限り教科ごとに専門教員を確保できるよう、一定規模の生徒数を確保するための検討を進めます。

【主な取組】

- ① 6年後（令和12年度）に児童数が「1学年20人程度」を下回る見込みとなっている小学校については、地域の学校の在り方について検討する場を設けるなどして、保護者や地域等での議論に向けて意識醸成を図っていきます。
- ② 令和6年9月に設置した、「松山地域の学校の在り方検討委員会」において、学校の具体的な在り方について協議します。
- ③ 令和7年度までに伊崎田学園の施設整備等を行い、令和8年度から施設一体型の小中一貫校としての実践的研究を進め、他中学校区の小中連携の充実改善に生かすとともに、インクルーシブ教育の実現のため、県立特別支援学校との交流を積極的に推進します。
- ④ 中学校においては、将来的に全ての学年が1学年1学級になると見込まれる地域については、保護者や地域等での議論に向けて意識醸成を図っていきます。

児童生徒数の推移見込み（令和6年度～12年度）
（令和6年4月8日現在）

年度 学校名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
松山小	64 6	57 6	54 6	50 5	43 5	38 4	36 4
泰野小	46 4	40 4	36 3	26 3	27 3	20 3	20 4
尾野見小	65 6	63 6	59 5	55 6	45 5	43 5	37 4
志布志小	266 10	254 11	247 11	233 10	220 10	229 10	216 10
香月小	230 8	220 9	234 10	215 9	211 9	213 10	212 9
潤ヶ野小	29 4	25 3	22 3	21 3	23 3	20 3	17 3
安楽小	252 9	237 9	221 8	206 8	195 7	178 7	160 6
田之浦小	24 3	20 3	19 3	15 3	13 3	7 3	5 2
森山小	15 3	13 3	11 2	10 3	8 2	6 2	2 1
伊崎田小	65 6	60 6	55 6	48 5	39 4	36 4	33 4
蓬原小	76 5	73 6	60 5	58 6	53 6	40 4	37 4
野神小	109 6	96 6	85 6	79 6	66 6	64 6	48 5
有明小	150 6	143 6	132 6	119 6	113 6	98 6	86 6
通山小	126 6	131 6	130 6	137 6	125 6	118 6	116 6
原田小	45 5	41 5	41 5	42 4	41 4	40 4	37 4
山重小	50 5	41 4	38 4	31 3	30 3	24 3	17 3
計	1,612 92	1,514 93	1,444 89	1,345 86	1,252 82	1,174 80	1,079 75

年度 学校名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
松山中	106 3	101 3	100 3	93 3	95 3	88 3	82 3
志布志中	404 11	436 12	417 12	428 12	407 12	397 11	389 11
有明中	128 4	124 4	139 5	137 5	138 5	131 5	139 6
宇都中	134 4	152 5	161 6	158 5	139 5	113 4	112 5
伊崎田中	43 3	40 3	42 3	36 3	35 3	32 3	29 3
計	815 25	853 27	859 29	852 28	814 28	761 26	751 28

※ 上段：児童・生徒数（特別支援学級の児童・生徒数を含む。）
下段：学級数（特別支援学級数を除く。）

Ⅲ－(6) へき地・小規模校教育の振興**【現状と課題】**

- ① へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源があり、県内各地のへき地校では、総合的な学習の時間等において地域の自然や伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。
- ② 本市の小・中学校の約48%は、へき地等にあります。また、小学校の約88%は11学級以下の小規模校であり、7校が複式学級を有しています。児童生徒の約25%は、へき地等の小規模校で学んでいます。これらのことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本市教育の振興を図る上で重要です。
- ③ 本市には小規模校入学特別認可制度があり、小規模校の特性を生かし、心身の健康増進とともに、自然に触れる中で学び楽しさと豊かな人間性を育む取組が展開されています。

【これからの施策の方向性】

- ① ウェルビーイングの向上を図るために、へき地・小規模校ならではのよさを積極的に生かした特色ある教育活動を推進するとともに、オンライン等のICT活用により、教育環境が充実するような取組に努めます。
- ② 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。
- ③ 小規模校入学特別認可制度による児童の円滑な受入に努めます。

【主な取組】

- ① へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実を推進します。
- ② ICT機器等を活用した遠隔合同学習を行うとともに、中学校区ごとの集合学習や合同の宿泊学習、修学旅行等を実施することにより、中学校への円滑な接続を図り、へき地・小規模校の活性化を図ります。
- ③ 各中学校区で小中連携研修会を実施し、授業を通じた交流や情報連携を進め、中学校入学時における様々な段差の解消を図ります。
- ④ 小規模校入学特別認可制度について、市や学校のホームページ等で情報提供し、へき地・小規模校の活性化を図ります。
- ⑤ 県、地区へき地・小規模校教育連絡協議会等で行う研修や県総合教育センターが行う研究提携事業、複式学級担任等を対象とした研修の一層の充実を図り、へき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上を図ります。

Ⅲ－(7) 教職員の資質向上

【現状と課題】

- ① 児童生徒が基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、高度な専門職である教職員としての確かな力量など教職員の資質を総合的に向上させることが求められています。
- ② 教職員の資質向上を図るため、かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画を踏まえ、研修の各段階での取組の充実を図っています。今後も主体的に学び続ける教職員を育成するため、課題に応じた研修を充実させていく必要があります。
- ③ 教職員一人一人が教育に携わる者としての自覚を堅持できるよう指導と研修の充実を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 教職員の人事評価を一層充実させ、教職員一人一人の資質向上を図り、学校組織の活性化に努めます。
- ② かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画に基づき、教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。
- ③ 機会を捉えた適切な服務指導を行うことにより、服務規律の厳正確保に努めます。
- ④ 学校運営協議会の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、学校と地域が共に実践することにより、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【主な取組】

- ① 管理職研修会等を活用して、評価者としての資質向上を図り、教職員の人事評価を一層充実していくことにより、学校組織の活性化に努めます。
- ② 教職員の質の向上を図るため、デジタル技術の活用を含めた教職員研修の高度化を進め、教職員の個別最適な学びや協働的な学びを支える取組を推進します。
- ③ かごしま県教員等研修計画に基づき、研修履歴の確実な記録を行うとともに、管理職との対話に基づいた研修の受講奨励が行われるよう適切な指導助言に努めます。
- ④ かごしま県教員等育成指標の理解促進を図り、教職員のライフステージに応じた各種研修の改善・充実に取り組むとともに、オンラインによる研修も活用しながら、校内研修や総合教育センターと連携した研修の高度化を図ります。
- ⑤ 各学校に指導主事や包括連携協定を締結する鹿児島大学や各種教育アドバイザーを外部講師として派遣し、校内研修の充実を図ります。
- ⑥ 信頼される学校づくりのため、服務規律に関する指導の徹底を図ります。
- ⑦ 学力向上や教職員としてのモラルの向上を図るため、全教職員を対象とした教育講演会等を実施し、教職員の識見を高めます。

Ⅲ－(8) 安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

- ① 過去には、学校や通学路での子供に関わる事件・事故が発生しています。子供が安心して教育を受けられるように、学校、家庭及び地域の連携を深め、学校での安全管理についての取組を更に強化する必要があります。
- ② 本市の小・中学校施設は全て耐震化されていますが、建築から30年以上が経過している校舎等が多く存在します。そのため、安全を確保するためには、毎年修繕を行い、将来的にも計画的な改修が必要です。さらに、近年の温暖化等による熱中症への危険性に対する対策や特別支援学級の増加対応だけでなく、災害時等に誰でも利用しやすいトイレ環境の整備など、教育環境の改善を図っていく必要もあります。
- ③ 過去には、文部科学省の学校安全総合支援事業の委託を受け、モデル校である通山小学校と有明中学校を中心に、地震・津波に対する防災教育を推進しました。現在は、全ての学校で、学校や地域の実情に応じた防災教育を推進しています。

【これからの施策の方向性】

- ① 防犯カメラや非常用通報設備の整備により、関係機関と連携し、子供への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の充実を図ります。
- ② 学校施設等長寿命化計画に基づき、今後の学校の改善計画を進め、適宜調査を実施しながら、老朽化対策や非構造部材の耐震化を行うことで安全な利用ができるよう推進します。さらに、空調整備による学習環境の改善や時代に合った多目的トイレの整備を含むトイレ環境の改善を行うことにより、誰でも安心して利用しやすい教育環境を推進します。
- ③ 本市は、地震、津波、風水害等の自然災害等の危険がある地域であることから、鹿児島地方気象台や地域の防災組織等と連携し、実践的な防災教育を推進します。

【主な取組】

- ① 危機管理マニュアルや学校安全計画の見直しを行い、各学校で安全体制を整備します。
- ② 地域や近隣の園・学校と連携した学校安全教室や避難訓練等を実施することにより、子供に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。
- ③ 学校・家庭・地域、警察、スクールガードリーダー等の関係機関と連携し、不審者情報等の子供の安全に関する情報を共有し、事件・事故及び自然災害からの安全確保を図ります。
- ④ 学校施設等長寿命化計画に基づき、老朽化対策と非構造部材の耐震化を推進しながら、現在のニーズに適応した環境整備に努め、防災機能を備えた教育環境の整備を目指します。



津波防災訓練（香月小学校）

Ⅲ－(9) 子育て世代の就学支援と「学びのセーフティネット」の充実**【現状と課題】**

- ① 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対して、学用品費や修学旅行費などの就学援助を実施しています。児童生徒数の減少に伴い、援助を受ける児童生徒数も減少傾向にありますが、令和6年度に就学援助を受給している児童生徒は2,427人中517人で、5人に1人が受給しています。全国では7人に1人が受給しているとされており、本市は全国よりも受給割合が高くなっています。
- ② 経済的理由により高等学校、大学等への就学が困難な方々に対して奨学金を貸与しています。奨学金制度の利便性の向上を図るため、所得制限の撤廃や返還期間の延長、貸与額を月額3万円又は5万円の選択制とするなどの改正を行ってきました。令和6年度の貸与申請者数は86人となり、令和元年度の111人をピークに減少傾向にあります。
- ③ 令和元年度の奨学金の滞納額は540万円ありましたが、制度への理解周知、口座振替の利用促進及び定期的な督促等により、令和5年度の奨学金の滞納額は93万円となっています。

【これからの施策の方向性】

- ① 生活困窮世帯の子供は、自尊感情の醸成、社会技能や生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合があることや子供との関わりが少ない親等の養育に関するため、居場所の提供や親への養育支援等や地域における家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携を図ります。
- ② 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供が安心して質の高い教育を平等に受けられるよう、就学援助は学びのセーフティネットとしての役割を果たしていることから、更なる就学援助制度の充実を図ります。
- ③ 経済的理由により、高等学校、大学等への就学が困難な全ての生徒が希望する学校に進学できるよう奨学金制度を持続可能なものとするため、引き続き、その財源となる奨学金返還金の徴収率の向上を目指します。

【主な取組】

- ① 子供の貧困対策については、学校をプラットフォームとした総合的な対応を図るため、福祉等の関係部局やスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、学校・保護者に対して支援事業や教育相談等の情報発信を行います。
- ② 学校教育法において、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されていること、対象費目が拡充されていること等を踏まえ、就学援助制度の予算の確保と適切な実施に努めます。
- ③ 奨学金制度の周知や積極的な活用の促進を図るなど、経済的理由により支援が必要な生徒に対して、確実に支援が行われるよう取組を推進します。

Ⅲ－(10) 安全な学校給食の推進

【現状と課題】

- ① 食に関する価値観やライフスタイルの多様化により、朝食の欠食などの食生活の乱れ、肥満や過度のやせなどが見受けられます。
- ② 学校・家庭・地域・委託事業者等と連携して食育を推進する必要があります。
- ③ 地場産物の活用や郷土料理の提供を通して、特産品や伝統に対する理解を深め、食への関心を高める必要があります。
- ④ アレルギー疾患のある児童生徒が増加する傾向にあります。
- ⑤ 食品ロスが引き起こす環境及び経済への影響を理解し、食品ロス削減に取り組む必要があります。



栄養バランスの摂れた学校給食

【これからの施策の方向性】

- ① 学校、家庭及び地域社会と連携し、試食会、交流給食、家庭教育学級等での食育講話を通して情報提供し、食育の推進を図ります。
- ② 地場産物を積極的に活用し、地域の特産品や郷土料理に対する理解と関心を深めるように努めます。
- ③ 本市の特産物である「はも・うなぎ・黒豚」などを給食に提供し、児童生徒に食材への理解と感謝の心を育てます。
- ④ 児童生徒が主体的に食に関わる意識を育むとともに、安全安心に美味しく食べられる魅力ある学校給食作りに努めます。

【主な取組】

- ① 規則正しい食生活を習得するための見本となる学校給食を提供し、栄養教諭がそれを活用した食に関する指導に努めます。
- ② 食育推進アドバイザーの指導助言の下、学校給食を生かした食に関する指導の充実を図ります。
- ③ 地場産物、郷土食等を取り入れた献立に努めます。
- ④ 安全安心な給食を提供するため、給食業務における衛生管理の徹底に努めます。
- ⑤ 食物アレルギーのある児童生徒にも代替食を安全に提供できるよう取り組みます。
- ⑥ 児童生徒の食べ物を大切にする意識を高め、学校給食の食品ロス削減に取り組みます。
- ⑦ 市ホームページを活用して、毎日の給食や給食だよりなどを掲載し、食に関する情報を発信していきます。
- ⑧ 学校給食を楽しんでもらうために、イベント食や行事食など工夫を凝らし、わくわくする魅力ある給食献立作りに取り組みます。



特産品献立(黒豚肉じゃが)

＜計画期間における数値目標＞

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

項 目		現 状	年度					関連 施策
			R 7	R 8	R 9	R10	R11	
1	自己評価、学校関係者評価の実施率及びその結果の公表	100% (令和6年度)			(継続)		→	(1)
2	校種間連携による教科等の研修会の実施	100% (令和6年度)			(継続)		→	(2)
3	屋内運動場等の照明器具などの落下防止対策実施率	100% (令和元年度)			(継続)		→	(8)
4	避難訓練等を年1回以上地域とともに実施している学校の割合	81% (令和6年度)	85%	→	90%	→	100%	(8)
5	奨学金返還金徴収率	98% (令和5年度)	98%	→	98%	→	98%	(9)
6	食品ロス削減	10.7% (令和6年度残食調査実績)	8%	→	5%	→	5%	(10)

Ⅳ－(1) 地域を支える次世代の人づくり

【現状と課題】

- ① 地域の中で大人や異年齢の子供と交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感などの資質は育まれるものであり、地域は子供が生活し成長する場として重要な役割を果たしています。
- ② 鹿児島には、青少年の心と体を育てる教育的な風土や伝統、道徳心や真の勇気を唱える独自の教育伝承があります。また、本市には、「きらり輝く三つのおしえ」など人づくりの理念もあります。これらの教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子供を地域ぐるみで育成することが求められています。
- ③ 本市では、土曜体験広場や子供会、JACOクラブ（ジュニア・リーダークラブ）等青少年を主体とした団体が異年齢による学習の場等を設定し活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団などとの両立などの課題があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭及び地域が一体となった青少年の健全育成を推進し地域を支える人材を育成します。また、「青少年育成の日¹」「家庭の日²」・「育児の日³」の周知・徹底を図ります。
- ② 次代へ引き継ぐ理念を掲げ、異年齢による学習の場を設定して活動する地域活動の充実と活動内容の質的向上を推進します。
- ③ 青少年のリーダーや指導者の育成を図るとともに、青少年健全育成の気運の醸成を図ります。
- ④ 学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域学校協働活動を更に充実させ、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進します。

【主な取組】

- ① 地域を学ぶ地域塾事業（青少年育成校区民会議が行う青少年を対象とした諸活動）の市内全域での取組を推進するため、市報や冊子を配布するなど地域塾活動の広報啓発などに取り組みます。
- ② 郷土に誇りを持ち、次代を担う国際人として通用する青少年リーダーを育成するため、土曜体験広場事業やインリーダークラブ、ジュニア・リーダークラブ研修事業、青少年研修事業などを実施するとともに、指導者育成のための研修を実施します。
- ③ 青少年育成市民会議などを中心に安全・安心な活動拠点を設け、学習活動や体験活動、地域住民との交流活動等を実施するなど、健全な育成を図る取組を推進します。
- ④ 活動の中核となる中・高校生リーダーや大人の指導者を育成するため、社会教育の指導者を育成する研修を実施します。
- ⑤ 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図るため、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等を対象にした研修会を実施します。また、地域と学校の連携・協働を図るための広報・啓発に努めます。

1 青少年育成の日・・・第3土曜日

2 家庭の日・・・第3日曜日

3 育児の日・・・毎月19日

Ⅳ－(2) 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【現状と課題】

- ① 各単位PTAや校区コミュニティにより実施される「愛のパトロール」など、地域全体で子供を見守る体制づくりの強化が求められています。
- ② 全国的に、児童生徒が犠牲者となる事件・事故が発生しており、社会的に大きな問題となっています。本市においても、声かけ事案が発生していることから、特に登下校時の児童生徒の安全確保が課題です。

【これからの施策の方向性】

- ① 家庭、学校、地域、警察等の関係機関が連携して、地域全体で子供の安全を見守る体制を整備します。

【主な取組】

- ① 地域ボランティア等の協力を得て、地域全体で子供の安全を見守っているという雰囲気の醸成を図ります。
- ② 地域のボランティア団体や防犯組織、「子供110番の家」等との連携を強化することにより、地域ぐるみで安全確保の取組を推進します。
- ③ スクールガード・リーダーの委嘱を推進するとともに、学校安全ボランティアであるスクールガードの養成・研修を推進します。
- ④ 全ての小・中学校で作成・活用している「安全マップ」について、PTAや地域住民等と連携しながら見直しを行い、更なる活用を図ります。
- ⑤ インターネットやSNS等に係る子供の問題行動を未然に防止するため、利用に関する研修の充実を図り、適正な利用の取組を推進します。
- ⑥ 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- ⑦ 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。

Ⅳ 家庭を中心として地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

Ⅳ－(3) 家庭教育支援の充実

【現状と課題】

- ① 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭の教育力が低下してきていることが指摘されています。
- ② 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付けさせ、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性を育む上で、極めて重要な役割を担っています。近年指摘されている家庭の教育力の低下への対応として、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進める必要があります。
- ③ ヤングケアラーは、家族の世話を担う18歳未満の子供であり、学業や友人関係に影響を受けやすい状況にあります。支援の不足や早期発見の難しさが課題で、学校や地域との連携強化が求められています。

【これからの施策の方向性】

- ① 鹿児島県家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- ② 子供を育てる上で不安を感じる等、身近に相談相手がいない状況にある保護者を乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援員等の人材養成及び活用を図ります。
- ③ 保護者を対象とした相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。
- ④ 学校・家庭・地域、関係機関、企業等と連携・協働し、家庭教育支援を推進します。

【主な取組】

- ① 本市には、地域社会における人と人とのつながりなど良き伝統が残っており、それらを活用して子育てなど家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- ② 「家庭の日」を活用した、家族の触れ合う機会の推進に努めます。
- ③ 家庭教育学級など家庭教育に関する保護者の学習機会を設けるとともに、内容の充実に努めます。
- ④ 地域子育て支援センターと連携し、子育てに関して気軽に相談できる機会を充実させるとともに、相談に適切に対応できる人材の育成に努めるなど家庭教育に関する相談体制の整備を図ります。
- ⑤ 子育てに関する講座や志アップ子育て手帳等の家庭教育啓発資料等、子育てに関する機会・情報を提供します。
- ⑥ 幼稚園、保育所、認定子ども園等と連携した子育て支援の取組を推進します。

<計画期間における数値目標>

Ⅳ 家庭を中心として地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

項 目		現 状	年度					関連 施策
			R 7	R 8	R 9	R10	R11	
1	地域の行事に参加している児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査質問紙調査）	小学校51.6% 中学校45.9% （令和5年度）	→ 72.2%	→ 55.2%		→ 72.2%	→ 55.2%	(1)
2	家庭教育学級の参加率	84.6% （令和5年度）	88.5%	90%		→ 90%		(3)
3	社会教育研修へのPTA会員の参加率	96.7% （令和5年度）	→ 80%			→ 90%		(3)

V-(1) 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

- ① 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- ② 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と共生（連携）・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- ③ 本市では、NPO志布志生涯学習センターを中核施設として官民一体となった生涯学習の充実に努めており、市民の多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供や生涯学習講座、創年市民大学等の事業の充実に努めています。

【これからの施策の方向性】

- ① 市民の多様なニーズに対応した学習機会の提供を図るため、生涯学習講座・創年市民大学等の充実に努めます。
- ② 市民が生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持向上を図るため、地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- ③ 生涯学習に関する情報を適宜発信し、市民が必要な情報を得られるように努めます。

【主な取組】

- ① 市民のニーズに対応した生涯学習講座の開設を推進するため、生涯学習推進委員会の活用促進を図ります。
- ② NPO志布志生涯学習センターでは、生涯学習課、条例公民館と連携しながら、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く市民に提供します。
- ③ 文化会館、図書館、公民館等の社会教育施設における講座や研修会の充実に努めます。
- ④ 志布志創年市民大学では、大学やNPO等と連携しながら地域の自然や産業・歴史・文化など、地域の良さを知り、地域を愛する地元学をテーマにした講座等を開設するとともに、全国のまちづくりの先進事例を学習しながら、生涯学習のまちづくりを実践・研究する人財づくりを行います。
- ⑤ 子供たちに主体的に「生きる力」を身に付けてもらうために、体験学習及び関係機関の催しを周知・奨励します。また、パソコン、料理、工作、手芸、スポーツなど楽しい講座を計画し、子供の頃から生涯学習に触れ合う環境を整えます。



創年市民大学 学長講話

V-(2) 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

- ① 全ての市民が、いつでも、どこでも、誰でもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活や社会づくりにつながることから、生涯スポーツの推進を図る必要があります。
- ② 令和6年度に生涯にわたり明るく心豊かな生活を送り、スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目標とした「第3次志布志市スポーツ振興計画（R7～R11）」を策定し、市民の健康づくりや体力づくりに取り組んでいます。
- ③ スポーツイベントを通して、スポーツに慣れ親しむ機会を提供するとともに、スポーツを活用したまちづくりを行う事業展開を図る必要があります。
- ④ スポーツ施設においては、各地域にそれぞれ拠点となる施設が整備されていますが、身近なスポーツ施設として計画的に適切・快適な環境整備を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 年齢、性別、障がい等を問わず、市民の誰もがスポーツに参画する社会の環境整備と幸福で豊かな生活を営むことができる社会づくりを目標とした「志あふれる生涯スポーツのまち」を目指し、市民の健康づくりや体力づくりを推進します。
- ② 年齢を問わず楽しむことができるニュースポーツを広く紹介し、体力づくりや健康づくりの場として、スポーツ教室の開催に努めます。
- ③ 青少年を含む市民のスポーツ活動を支援するため、スポーツ協会やスポーツ推進委員・スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ（レインボー424スポーツクラブ）等のスポーツ関係団体等との連携を図りながら、より一層のスポーツ・レクリエーションの推進に努めます。
- ④ 既存のスポーツイベントだけでなく、多様化・高度化したスポーツニーズを捉え、効率的・効果的で特性に応じたスポーツ事業の展開と交流の場の提供に努めます。
- ⑤ 「第3次志布志市スポーツ振興計画」に基づき、具体的な「スポーツ施設整備計画」を策定し、効率的かつ計画的な施設整備に努めます。

【主な取組】

- ① 「第3次志布志市スポーツ振興計画」に基づき、市民のスポーツ活動や健康づくりへの参加啓発を推進し、生涯スポーツへの意識の高揚に努めます。
- ② 各種スポーツ教室の開催やまちづくり出前講座によるニュースポーツの普及・啓発に努めるとともに、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。
- ③ 小・中学校の体育施設開放について、より多くの市民が利用できるよう一層の普及・啓発を図ります。
- ④ 公共施設予約システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ります。

V-(3) 競技スポーツの推進

【現状と課題】

- ① 本市出身のスポーツ選手が県大会や全国大会・国際大会等各種大会で活躍することは、市民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- ② 本市においては、競技スポーツ人口は限られており、市スポーツ協会加盟団体の各競技の底辺拡大とスポーツ少年団や中高生の部活動との連携を図り、発育・発達段階に応じたジュニア選手の育成及び指導者の養成などに努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 市スポーツ協会加盟の各競技団体やスポーツ関係機関との連携を図りながら、市民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実・支援及び選手の育成強化などを推進します。
- ② 各種大会等において、スポーツボランティアの支援体制を確立することにより、競技意識の高揚と大会運営に寄与していくため、支援体制の育成・整備に努めます。
- ③ スポーツ振興に寄与していただいた功労者や優良競技者・団体を顕彰することにより、市民の競技意識の高揚と表彰者の更なる飛躍に寄与します。

【主な取組】

- ① 各種研修会や講習会の開催及び県外研修会への派遣などにより、各競技団体における指導体制の整備充実を図ります。
- ② 全国大会、九州大会出場者等への経費助成や大会優勝者については、市の広報紙や庁舎懸垂幕設置等を活用して市民への情報提供に努めます。
- ③ ジョガー駅伝、志布志みなとサッカーフェスティバル、企業・団体と連携した各種スポーツイベント等の充実を図り、競技人口の底辺拡大と継続した選手強化に努めます。

V-(4) 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実

【現状と課題】

- ① 文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いであり、自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- ② 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、文化芸術を支える人材の育成を図るとともに、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 文化に対する認識を深めるために、優れた芸術・文化の鑑賞活動の推進や発表機会の拡充を図り、文化基盤の整備・充実に努めます。
- ② 文化協会や自主グループの活動・研修を通して、会員の資質向上と推進体制の充実に努めます。
- ③ 青少年を対象とした芸術鑑賞や文化交流等の推進など豊かな感性を育みながら、地域に根ざした次世代の文化芸術の振興に努めます。
- ④ 自主文化事業の充実に努め、芸術性の高い文化的刺激により、地域文化の向上と市のイメージアップを図り、文化のまちづくりを推進します。

【主な取組】

- ① 子供の頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境づくりを推進します。
- ② 市内をはじめ国内外で活躍するアーティストの公演等により、文化あふれる志布志の発信を推進します。
- ③ 文化施設などを活用した鑑賞や体験の機会の創出を推進します。
- ④ 文化協会や自主グループの活動を通じて市民の文化芸術への理解の促進を図り、生涯学習講座の充実と質的向上に努めます。
- ⑤ 青少年音楽祭など市内の小・中・高校生との交流により、相互の文化芸術への理解の促進を図るとともに、その質的向上に努めます。
- ⑥ 子供たちが優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努め、鑑賞事業の開催に当たっては、地域間のバランス等を考慮し、鑑賞機会が等しく確保されるよう努めます。



青少年芸術鑑賞事業（コンサート）

V-(5) 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用

【現状と課題】

- ① 本市では、地域の自然や歴史、風土に根ざした多彩な文化芸術が育まれ、地域に生きる人々の郷土愛を醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- ② 本市には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など、多くの歴史的文化遺産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。
- ③ 地域での伝統行事等が減少しており、市民が郷土芸能や伝統行事等に接する機会が少なくなっています。



郷土芸能の伝承活動（田之浦小学校）

【これからの施策の方向性】

- ① 市内に伝わる地域の郷土芸能や伝統工芸、伝統行事等の担い手を育成するとともに、本市独自の地域文化が次世代へ継承されるよう努めます。

【主な取組】

- ① 地域の教えや言い伝えなどの貴重な文化遺産を現代に生かすため、周知や普及啓発を図り、郷土の歴史や文化への関心を高めることにより、郷土に誇りを持つ心を醸成します。
- ② 民俗芸能大会を定期的（3年に1回）に開催することにより、地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演の機会を確保し、児童生徒の参加を促進するとともに、地域の有識者等による後継者育成を推進し、伝統行事等の継承に努めます。
- ③ 地域の郷土芸能や伝統工芸、伝統行事等を後世に伝えるため、映像等による記録・保存に努めます。



第6回 民俗芸能大会（2023年）

V-(6) 文化財の保存・活用**【現状と課題】**

- ① 本市には、国の特別天然記念物に指定されている枇榔島亜熱帯性植物群落などの豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統工芸、伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられています。そのなかには、続日本100名城に選定されている志布志城跡や日本遺産に認定されている志布志麓など、全国的に高い評価を受けているものもあります。
- ② 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなっています。後継者育成や地域の歴史を学ぶこと等を目的とした文化財愛護思想の拡充・強化が求められています。
- ③ 児童生徒をはじめ市民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- ④ 市内に伝わる地域の郷土芸能や伝統工芸等の担い手を育成するとともに、地域の文化財の活用を図り、これらを生かした地域づくりが展開されることが必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- ② 地域の史跡、伝承された郷土芸能や伝統工芸、伝統行事などを保存・継承するとともに、これらの文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。
- ③ 学校教育や地域活動など様々な場で、豊かな自然や文化財等の活用を促進します。

【主な取組】

- ① 次世代に継承すべき文化財について、文化庁や県教育委員会から指導助言を得ながら、国・県・市の指定や国登録等を推進します。
- ② 埋蔵文化財センター、志布志麓庭園福山氏庭園、松山歴史民俗資料館等において、文化財や地域の歴史、文化に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。
- ③ 史跡等の整備を図るとともに、遺跡の発掘調査等を公開することで、学習や体験活動の場として提供します。
- ④ 文化財保護指導員、文化財愛護会及び民俗芸能等保存会の活動事例等の情報を共有し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。
- ⑤ 文化財や有識者に関する情報提供を行い、学校教育や地域活動における文化財の活用を促進します。特に、学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間などに、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。
- ⑥ 名勝志布志麓庭園整備事業、志布志城史跡公園保存整備事業、日本遺産魅力発信推進事業など、国の補助を活用しながら観光面を含めた文化財の保存・活用に努めます。

＜計画期間における数値目標＞

Ⅴ 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

項 目		現 状	年度					関連 施策
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
1	生涯学習講座の受講者数	1,313人 (令和6年度)	3,000人	2,500人		→	2,500人	(1)
2	図書館の年間利用者数 (電子図書館を含む)	65,291人 (令和5年度)	70,000人	100,000人		→	100,000人	(1)
3	成人の週1回以上のス ポーツ実施率	46% (令和6年度)	65%			→	65%	(2)
4	文化会館ホールの年間入 場者数	27,033人 (令和5年度)	30,000人		(継続)	→	30,000人	(4)
5	福山氏庭園の年間入園者 数	— (令和6年度開園)	1,600人			→	1,800人	(6)
6	埋蔵文化財センターの年 間入場者数	4,887人 (令和5年度)	5,000人			→	5,000人	(6)

第5章 重点プロジェクト

各施策の具現化を図るため、今後5年間、次のプロジェクトを重点的に推進します。

プロジェクト1	子供たちにとってのより良い学びの場プロジェクト	教育総務課
---------	-------------------------	-------

■ プロジェクトの概要

令和12年度の児童数は1,080人となり令和4年度（児童数1,742人）を基準とすると、662人、38.0%の減少とすることが見込まれています。

これまで、児童数の減少について、今後の推移を示した上で、保護者へのアンケートを実施し、その結果を各小学校の学校運営協議会で説明することで、保護者や地域の方々に「自分事」として捉えていただけるよう取り組んできました。

本市全体で学校の在り方を検討すべき時期にあり、保護者や地域等と共に学校の在り方について検討を進めていく必要があります。

松山地域の3校区のコミュニティ協議会から学校の在り方に関する支援要請があり、志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会を設置し、保護者や地域等と共に、学校の在り方について協議しています。

また、伊崎田小・中学校においては、県立特別支援学校の設置に合わせ、令和8年4月から伊崎田小学校敷地内に伊崎田中学校を整備し、施設一体型小中一貫校「伊崎田学園」として整備する方針を決定しました。

今後も引き続き適切な情報提供に努め、保護者や地域等での主体的な学校の在り方の協議を支援することによって、未来の担い手となる子供たちにとってより良い学びの場を一緒に考えていきます。

■ プロジェクト推進計画

令和7年度～令和11年度

説明や協議等を行う際は、対話型とし、保護者や地域の方が、未来の創り手となる子供たちにとっての「より良い学びの場」について、「自分事」として考えていただけるよう推進していきます。

■ 具体的な取組

- 1 6年後（令和12年度）に児童数が「1学年20人程度」を下回る見込みとなっている小学校については、地域の学校の在り方について検討する場を設けるなどして、保護者や地域等での議論に向けて意識醸成を図っていきます。
- 2 令和6年9月に設置した、「松山地域の学校の在り方検討委員会」において、学校の具体的な在り方について協議します。
- 3 令和7年度までに伊崎田学園の施設整備等を行い、令和8年度から施設一体型の小中一貫校としての実践的研究を進め、他中学校区の小中連携の充実改善に生かすとともに、インクルーシブ教育を実現するため、県立特別支援学校との積極的な交流を推進します。

プロジェクト2	学力向上対策プロジェクト	学校教育課
---------	--------------	-------

■ プロジェクトの概要

本市はその地名のとおり、志あふれるまちづくりを目指しており、高い目標を定め、人のため、郷土のために活躍する人材の育成に力を入れています。学校教育においては、学力向上を目指した「志布志市確かな学力向上第3ステージ全体構想図」に基づき、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を図っていきます。また、教育は、地域や家庭など子供を取り巻く全ての環境の中で行われるものであり、子供たちに関わる全ての市民が学力向上に対する思いを一つにして学びの環境を整えていく必要があります。

そこで、本市教育委員会では学習指導要領に基づく「志布志の授業モデル」や「学力向上424プラン」を浸透させるとともに、児童生徒の学力の実態をきめ細かに分析をすることにより、今後、学校、家庭及び地域がそれぞれの立場から支援すべきことを明らかにしていきます。また、家庭及び地域が学校教育における学びを支援する体制づくりについても推進していきます。

■ プロジェクト推進計画

I <令和7年度～令和11年度>

- 児童生徒の学力の実態把握・分析
- 「志布志市確かな学力向上第3ステージ全体構想図」を基にした授業モデル、学力向上プランの浸透

II <令和8年度～令和11年度>

- 事業内容の検討と改善

■ 具体的な取組

1 管理職の意識改革と実行力を高めるための方策

- (1) 年間を通した管理職のリーダーシップとマネジメント研修の実施
- (2) 学力向上委員会、授業参観等の管理職による指導助言の仕方の共有
- (3) 分析方法、具体策等の共有、市全体や中学校区ごとによる共通実践事項の実践（チーム志布志としての学力向上共通実践）

2 教師の指導力を高めるための方策

- (1) 指導主事等による授業づくりサポート（授業づくりからの関わり）
- (2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実（少人数指導やTT指導、チーム担任制の導入）
- (3) 鹿児島大学等教官、県総合教育センター研究主事、各種教育アドバイザー等の積極的な活用
- (4) 授業を通した校内研修の充実及び校外研修会への意図的・計画的参加
- (5) 教科指導等におけるICTの効果的な活用
- (6) 「よか問」や「学力向上Web問題」、「過去問題」、「過去高校入試問題」などの積極的な活用
- (7) 学習支援ソフトを活用した個別最適な学びの推進
- (8) 家庭学習ノート活用による家庭学習の質と量の確保

3 家庭や地域との連携を強化するための方策

- (1) 「キャリア教育体系図」に基づくキャリア教育の推進（家庭・地域との連携）
- (2) 小中9年間を見通した家庭学習（質と量）の系統化（保護者、地域への説明）
- (3) スポーツ少年団活動、部活動と家庭学習の両立策（休養日や練習時間等の厳守）
- (4) PTA活動と連動させた「ノーメディアタイム」、「早寝・早起き・朝ごはん」の取組による学習習慣、基本的な生活習慣の改善（アンケート、フィードバック等）
- (5) ネット依存、ゲーム障がい等の予防策（保護者を対象にしたスマホ安全教室等の実施）
- (6) 「志アップ子育て手帳」の活用（学級PTA、家庭教育学級等での積極的な活用）
- (7) 学校運営協議会と連携した熟議・協働による学校運営の充実・促進

プロジェクト3	学びの多様化プロジェクト	学 校 教 育 課
---------	--------------	-----------

■ プロジェクトの概要

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等調査結果では、全国の小・中学校における不登校の児童生徒は34万人を超えて過去最高となりました。その背景には、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等が指摘されますが、より根底には、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているのだと考えられています。

本市の小学校は、令和5年度の1,000人当たりの不登校児童数は16.3（全国21.4）ポイントで過去最高となりました。また、中学校は、令和4年度の1,000人当たりの不登校生徒数は64.2（全国59.8）ポイントと過去最高となり、令和5年は病気による欠席者が増えたことが関係して1,000人当たりの不登校生徒数は56.6（全国67.1）ポイントと7.6ポイント減少となりました。

そのような中で、令和5年度の市教育支援センター（学びの多様化教室 松風）での通所児童生徒は12人であり、フリースクールやその他の民間施設が居場所となった児童生徒は3人と、依然として不登校により学びにつなげることができない児童生徒が多く存在している現状があります。

そこで、本市教育委員会では学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会を設置し、支援が必要な児童生徒たちの学びにつなげるようにすることと、全ての学校を誰もが安心して学べる場に変えるために、多様な学びの場の在り方を検討し、行政だけでなく、学校、地域社会、家庭、フリースクール等の関係機関が相互に理解や連携を図りながら、一人一人に応じた様々な支援を行っていきます。そうすることで、学校に行きづらさを感じる子供も学びを継続し社会で活躍できる児童生徒の育成ができると考えています。

■ プロジェクト推進計画

I <令和6年度・7年度>

- 本市児童生徒の不登校の実態把握・分析
- 先進校視察の実施
- 市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会にて検討
- 市民への説明

II <令和8年度～>

- 事業内容の実施

■ 具体的な取組

- 1 登校に関するアンケート（対象は、欠席が月10日以上あった児童生徒及び保護者）の実施・分析
- 2 先進校視察の実施
- 3 市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会の設置
本市の不登校の実態と先進校視察を通して、学びの場の在り方と学びの保障について協議
- 4 本市における多様な学びの在り方についての市民向け説明会の開催
- 5 令和8年4月から随時、多様な学びの在り方と学びの保障に係る施策を実施

プロジェクト4	志布志東部地区古民家再生プロジェクト	生涯学習課
---------	--------------------	-------

■ プロジェクトの概要

志布志東部地区（志布志駅周辺から志布志麓までを中心としたエリア）において、「歴史的資源を活用した観光まちづくり」を推進します。具体的には、当該地区に所在する歴史的資源である歴史的建造物を古民家再生事業者が経営することを目的に、ひとの流れを生み出す新たな取組（リーディングプロジェクト）として古民家再生を行います。

また、歴史のまちづくりの情報発信拠点施設である福山氏庭園、「志布志千軒」を物語る商家である山中氏邸も含めて、回遊性を生み出す歴史的資源の活用を図ります。

■ プロジェクト推進計画及び実績

- R 5 年度 志布志東部地区エリア基本計画策定
- R 6 年度 古民家再生事業者募集
- R 7 年度 古民家再生事業者による古民家改修
- R 8 年度 古民家再生事業者による経営開始
（開業）



日本遺産志布志麓

■ 具体的な取組

- 1 歴史的資源の保存
 - (1) 歴史的資源は一度失うと二度と戻らないものであることから、その適正な保存を図ります。
 - (2) 市民の歴史的資源の保護に対する社会的気運を高めるため、市民が見て、知る機会を創出します。
- 2 回遊性の高い空間と人々の交流の場の形成
 - (1) 地域の魅力を高めるため、風致性に優れた文化の香り高い空間を形成していきます。
 - (2) 歴史的資源を活用し、市民をはじめ国内外の人々が集い、交流できる場を形成し、ひとの流れを生み出すプロジェクトの推進を図ります。
- 3 地域住民や他の行政分野との連携の推進
 - (1) 歴史的資源を活用したイベントなどの開催を推進することにより、地域との連携協力を図ります。
 - (2) 歴史的資源の保存・活用を推進するだけでなく、観光、道路、公園など他の行政分野との連携を図りながら、歴史のまちづくりとして、全庁的な取組を推進します。

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために

1 教育行政の着実な推進

教育委員会制度については、教育委員長と教育長の間で責任の所在が不明確であることなどの課題があったことから、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新しい教育委員会制度がスタートしました。

新しい制度では、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員会を代表する委員長と事務局を指揮監督する教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置や教育委員会委員による新教育長へのチェック機能の強化のほか、地方公共団体の長による教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）の策定、地方公共団体の長と教育委員会による総合教育会議の設置などが盛り込まれました。

本市においても、平成27年度から新教育長や総合教育会議が設置され、同年には、志布志市教育大綱が策定され、毎年度、総合教育会議が開催されています。

市教育委員会では、これまで、教育委員会の会議の透明性を高めるため、教育委員会の会議・開催日時・議決事項等を原則公開するとともに、広聴・広報活動の充実を図ることにより開かれた教育行政の推進に努めてきたところです。

今後も、教育委員会の機能強化・活性化や教育委員会と市長部局の連携等の推進に努めます。

2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働

子供の健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、それぞれが子供の教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、家庭・地域に加え、企業等との連携・協働による学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は、子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たすことから、本計画においては、第4章の1の「本市教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働」を掲げました。

これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携・協働が図られるよう、様々な取組を推進します。

3 関係機関・関係課との連携・協力

本市の多岐にわたる教育課題に対応するためには、学校はもちろん、各種教育機関、福祉機関、警察その他の関係機関等との連携・協力が必要です。

また、本計画の施策の推進を図るため、教育委員会のみならず、福祉、保健等を担当する市長部局の関係課と積極的な連携を図ります。

4 国・県との連携・協力

教育における国と地方との役割等について、教育基本法第16条第1項では、「教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」と規定されています。

これまでも、国・県と連携・協力しながら、お互いの役割分担の下、教育行政を推進してきましたが、今後お互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して、より一層の連携・協力を図ります。

5 教育 DX の推進

これからの社会においては、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）、メタバース活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなどデジタル化を更に推進していくことが不可欠です。

1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務の情報化の推進、ICT推進アドバイザーやICT支援員の活用による教職員のICT活用指導力の向上等GIGAスクール構想を更に推進していきます。

6 新たに検討が必要となる事項への対応

本計画は、5年間に取り組む施策等について掲げていますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど計画の見直しが必要となった場合には、計画の見直しを行うなど適切に対応します。

7 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、事務事業の点検とその結果のフィードバックが不可欠です。そのため、実施した施策について、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルにより、適応性や目標達成度、有効性の観点から自己点検・評価を行い、かつ、市民に公表し、市民の意見の把握・反映等に努め、次年度以降の進行管理を行うことが必要です。

第 2 次志布志市教育振興基本計画

後期基本計画

令和 7 年度～令和11年度

発行 令和 7 年 3 月

鹿児島県志布志市教育委員会
